

(第一類 第七号)

第六十五回国会
衆議院

社会労働委員会議録 第十号

昭和四十六年三月十一日(木曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 倉成 正君

理事 伊東 正義君

理事 佐々木義武君

理事 田邊 誠君

理事 田畑 金光君

有馬 元治君

大石 武一君

唐沢俊二郎君

斎藤滋与史君

田中 正巳君

早川 崇君

箕輪 登君

山下 德夫君

大原 亨君

島本 虎三君

渡部 八郎君

川俣健二郎君

後藤 俊男君

中村 喜一君

古川 雅司君

寺前 巍君

厚生大臣 内田 常雄君

出席国務大臣

厚生大臣官房長 厚生省公衆衛生局長

厚生省環境衛生局長

厚生省医務局長

厚生省保健局長

厚生省児童家庭局長

厚生省保険局長

戸澤 政方君

通算年金通則法施行による共済組合退職一時金控除の選択期限延長に関する請願(阿部助哉君)

同(西村直己君紹介)(第二二八七号)

兵輔君紹介(第一九九五号)

栄養士、管理栄養士の必置義務等に関する請願

(横路孝弘君紹介)(第二二八八号)

ベース病患者救済等に関する請願(鯨岡

三月十日

理学療法士、作業療法士受験資格の特例延長等に関する請願(山中吾郎君紹介)(第一九九三号)

労働災害以外によるせき・肺損傷者の援護に関する請願(横路孝弘君紹介)(第一九九四号)

同(横路孝弘君紹介)(第二二八八号)

同(堀昌雄君紹介)(第二〇一六号)

同(八木昇君紹介)(第二〇一七号)

同(藤田高敏君紹介)(第二〇一五号)

同(平林剛君紹介)(第二〇一三号)

同(広瀬秀吉君紹介)(第二〇一四号)

同(藤田高敏君紹介)(第二〇一五号)

同(横路孝弘君紹介)(第二〇一九号)

同(堀昌雄君紹介)(第二〇一六号)

同(八木昇君紹介)(第二〇一七号)

同(山本政弘君紹介)(第二〇一八号)

同(横路孝弘君紹介)(第二〇一九号)

同(金丸徳重君紹介)(第二二八三号)

同(田邊誠君紹介)(第二二八四号)

失業対策事業存続に関する請願(寺前巖君紹介)

(第二二八五号)

医療保険制度の改革に関する請願(永山忠則君紹介)(第二二八六号)

健康保険法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願(青柳盛雄君紹介)(第二二八九号)

同(田代文久君紹介)(第二二九〇号)

は本委員会に付託された。

紹介(第一九九七号)

同(井岡大治君紹介)(第一九九八号)

同(上原康助君紹介)(第一九九九号)

同(大出俊君紹介)(第二〇〇〇号)

同(金丸徳重君紹介)(第二〇〇一号)

同(川崎寛治君紹介)(第二〇〇二号)

同(木原実君紹介)(第二〇〇四号)

同(小林進君紹介)(第二〇〇五号)

同(後藤俊男君紹介)(二〇〇六号)

同(佐々木更三君紹介)(第二〇〇七号)

同(佐藤觀樹君紹介)(第二〇〇八号)

同(島本虎三君紹介)(第二〇一〇号)

同(田邊誠君紹介)(第二〇一一号)

同(中嶋英夫君紹介)(第二〇一二号)

同(平林剛君紹介)(第二〇一三号)

同(広瀬秀吉君紹介)(第二〇一四号)

同(藤田高敏君紹介)(第二〇一五号)

同(横路孝弘君紹介)(第二〇一九号)

同(堀昌雄君紹介)(第二〇一六号)

同(八木昇君紹介)(第二〇一七号)

同(山本政弘君紹介)(第二〇一八号)

同(横路孝弘君紹介)(第二〇一九号)

同(金丸徳重君紹介)(第二二八三号)

同(田邊誠君紹介)(第二二八四号)

失業対策事業存続に関する請願(寺前巖君紹介)

(第二二八五号)

医療保険制度の改革に関する請願(永山忠則君紹介)(第二二八六号)

健康保険法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願(青柳盛雄君紹介)(第二二八九号)

同(田代文久君紹介)(第二二九〇号)

は本委員会に付託された。

参考人出頭要求に関する件

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律及び原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(中村重光君外十二名提出)

衆法第八号)

厚生関係の基本施策に関する件

○倉成委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案、及び、中村重光君外十二名提出の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律及び原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題とし、審査を進めます。

○増岡委員 この問題につきましては、まず医療に関する法律ができます。後四十三年に特別措置法ができたのでございます。その間いろいろな経過をたどってきておるわけですが、それからも、今回の政府案の法律の改正につきましては、

六十五歳以上という健康管理手当に関する年齢制限、これを五歳引き下げるという内容になつておられます。しかし、厚生省としましては過去数カ年の間にかなりな施策をしておられる。もっともわれわれそれで満足しておるものではございませんけれども、その概要をごく簡単に局長から御説明を願いたいと思います。

○滝沢政府委員 ただいまお尋ねのございました

三十二年、医療に関する法律、四十三年、特別措

置法ということでございますが、ここ最近の予算

御説明申し上げます。

四十年に医療手当の増額が行なわれまして、予算額は十八億となりましたが、当初、出発当時のかなりの伸びがあつたわけでございます。それから、同じ四十年に特別被爆者の範囲の拡大、特に三日以内に入市した者等、入市という制度を新たに設けましたことによりまして、特別被爆者の範囲はかなり拡大されたわけでございます。それから、四十二年には、医療手当を三千円から三千四百円に増額いたしております。四十三年には、原爆被爆者に対する特別措置法によりまして、特別手当の創設、月額一円、健康管理手当の創設、十五億ということで飛躍的に増額いたしました。四十四年には、医療手当を五千円から五千四百円を五千円に増額いたしております。それから介護手当の創設、日額三百円と、この特別措置法によりまして、特別手当の創設、月額一万円、健康管理手当の創設、月額三千円、医療手当は前の医療法からこれを引き継いでおります。それから介護手当の創設、十四年に葬祭料の創設をいたしまして、特別被爆者が死亡した場合一万円の葬祭料を支給するとしております。四十五年になりますと、各種手当の所得制限の緩和をいたしまして、所得税額一万七千二百円のものを二万九千二百円と改めた次第でございます。介護手当の増額も同時に行ないましたとして、従来日額でございましたものを月額に改めまして、二十日以上の場合は一万円、十日以上二十一日未満の場合には七千五百円、十日未満の場合には五千円というような介護手当の増額措置を四十五年度にいたしております。四十六年度が、健康管理手当の支給対象の拡大と、長崎における特別被爆者の範囲の拡大等でございまして、予算総額は八十六億でございます。

論せられまして、当委員会においてもそれぞれ附帯決議がなされております。特にいろいろな諸手当の増額、あるいは所得制限の撤廃というようなことも毎たびいわれてきておるわけでございましては、過去においては厚生省としてはかなり努力をしてこられたようと考えるわけでございます。しかし、当委員会でいつも議論の根幹になりまることは、この被爆者に対する国家が責任を持つて補償すべきかどうかという国家補償の問題でございます。四十四年でございましたか、前の厚生大臣は当分の間国家補償ということはむずかしかろうというような答弁をしておられるわけでございまして、現在の厚生大臣がそれにつきましてどういうお考えを持っておられるか、また、むずかしければどういう理由であるかということについて所信を承りたいと思います。

○内田国務大臣 原爆被爆者に対するいろいろの措置につきましては、ただいま増岡さんから御意見をはじめてのお尋ねもあり、またこのことにつきましては、各党その立場を乗り越えた形で原爆被爆者に対する国の手当てをより重厚にすることにつきまして、国会ごとに御意見がありますことを、私は承っております。ことにいま増岡さんからお話をございましたとおり、これまでの国会の論議におきましても、この被爆者の対策といふものを国家補償、いわば戦争の特別犠牲者としての国家補償的な立場から考えられないか、こういうようないくす御意見が常に出ておりますことも承知をいたしておりますが、結論から申しますと、いまの政府の考え方からは、そこまではまだ踏み切れない。国家補償ではなくして社会保障——保障の字が違うわけでございますが、社会保障の立場から被爆者に対する措置を現実の事態に沿いながら、またこういうことに対する意識の盛り上がりをも考慮に入れながら、できる限り厚くしてまいるというようななたでさえを今日までとつてきておるわけでございます。何が国家補償で何が社会保障かということになりますと、なかなかむづか

しい点はござりますと、原爆の被爆者の犠牲者はもちろんござりますけれども、その他戦争の犠牲により一般に健康上の損害を受けられた国民の範囲も他に広くありますために、それらをどうしても一緒に考えてまいらなければならぬという問題も他方ござりますので、この原爆被爆者の対策につきましては、御承知のように現実に即して社会保障的な措置を、たとえば医療の問題でありますとか、あるいは諸手当の問題でありますとか、そういう問題をでき得る限り手厚くいたしてまいるというような考え方でただいまのところは進むといたことで私どももきておるわけでござります。

しかし、こういうことに關しましては、いろいろ政府をも含めまして国民的、国家的意識の変遷というものもあるわけでござりますので、この課題につきましては、今後も私どもの研究課題としてしてまいりたい、かように考えるわけでござります。

○増岡委員 ただいまのお話で、全国的に同時に考えなければならない問題であるということはよくわかるのでございます。しかしそうではあっても、そういう問題が解決をしないまでも、現在の法律で、特別措置法で、あるいは医療法で相当な援護をしていくこうというかまえには変わりはないと思うわけでござります。私ども実際に被爆者の立場になつた場合には、それが国家補償であれ社会保障であれ、現実に苦しみを受けておる人たちが救われる、そういうことのほうが実際の効果がある。いたずらに法理論をもてあそんでもいたし方がないというようになっておるわけでございますけれども、そういう観点から考えました場合に、この法律はなるほど国家保障でなくして、社会保障の一部として、原子爆弾の被爆者であつて、いまなお特別の状態にある者に対しても、いろいろ手当を支給する措置を講ずるということになつておるわけでござります。そのいろいろな手當の中に、健康管理手当というのが御承知のようになります。今回六十五歳から六十

れをもう少し突っ込んでわれわれから意見を申しますと、大体被爆者であって、いまなお特別の状態であるということが受給資格の要件で——十分な要件であるかどうかは別としましても、おそらく十分に近い条件であろうというふうに考えておるわけです。ところがそういう障害がある、いわゆる厚生省で八つの障害者といつておられるそうでありますけれども、その障害があつても、六十五歳以下の方々、今度は六十歳以下になるのでしょうけれども、六十歳以下の方々は、その上に、いわゆる国民年金の身体障害者の別表にありますようないく箇所にある身体上の障害がある者、あるいは経済的な母子家庭、そういうう制限に適格でなければ健康管理手当がもらえない仕組みになつております。しかもその上に所得制限がかかるつてくるわけでござります。したがつて、健康管理手当をもらうためには、三つの閑門をくぐらなくてはならない、というのが現状であります。ほかのいろいろな社会保障に対しましての法律の中では、おそらくこのように三つの閑門というのはなくして、法律自体の目的に合致して所得制限はこれはおそらくどこにあると思ひますけれども、この二つが通例ではなかろうか。なぜ、そういうふうに社会保障的なものであるといって割り切つて考えられるならば、この被爆者の場合だけがそういうふうになるのか、私どもは不審にたえないわけです。しかし現に法律があるわけでございますから、今回のように逐次改正をしていただきたいと思いますと同時に、最終的にはこの第五条の一、二、三の条件というものはこれを排除する。現に八つの障害を持つておる被爆者に対するは、健康管理手当が全部行きわたるということ、これがいうことによつて健康管理の手当がもらえないことが起つてこそ、初めて被爆者、いわゆるいつ白血病が起つてからわからないといつて心配しておる方が、たとえば若いとか外部的に身体が健全であるこのことについて局長から今後の気持ちをお聞き

いたしたいと思ひます。

○瀧沢政府委員 ただいま御指摘の、今回の改正にかかるつております健康管理手当について、私もこの行政を担当するようになりましたときにこの内容を知りまして、率直に申して先生と同じような感じを実は持つたわけでございます。この健康管理手当の趣旨がやはり、日常十分な保健上の注意を払う必要のあるような八つの疾患がきめられておりますが、それがある者のうち、全部といふことでなく、その中から老齢者であるとかあるいは母子の状態あるいは一定の障害のある者は、なかなかみずから保健に対する配慮をするのが困難であろうというようなことで限定した形で、特に健康管理手当というものはほかの制度ではこういう名称のものなり、こういう考え方のものがほとんどないという状態でございますだけに、原爆障害ということを根本に置いて、まず八つの疾患というものを規定しておる、こういうことでございました。したがいまして、四十六年度の予算にこの問題を取り上げまして、他の制度との均衡も考慮して、一応六十歳ということことで予算措置をいたしましたが、全体的に見ますと、原爆被爆者は逐次老齢化してまいるということも考慮いたしますれば、一気に全体を、所得制限程度を残して条件を撤廃するということは、従来の長い経過から申しまして、容易ではないというふうに、財政措置をその他からも私は考えます。一方、被爆者が逐次一定の年齢以下の者は被爆と関係ないという状態のもとに高齢になつてまいるということを考慮いたしまして、なるべくこの健康管理手当の施策を将来みやかに充実する方向が、全般から考えますと、この現行の特別措置法の中では最も妥当な措置ではなかろうかというふうな気持ちでおる次第でござります。

くことは非常によろしいわけですけれども、現在の一般社会通念では、四十以後はもう成人病が危険な時期であるといわれておるわけです。ですから、せめて四十にでも下げれば、これは成人病とそういう障害とが重なって、病気の症状を起こすかもしれないという、非常に危険なことであろうということで、今後ぜひともそういう施策を進めていただかないことは、健康管理手当こそ、ほかのいろいろな社会保障政策的な法律の中に例のない、本法に限つて非常に有意義なといいますか、特色のある手当であろうと思うので、それを、くどいようですけれども、三回もしほつてしまつておるものがあるのではないかというふうに考えるわけでございます。

特に、三つのワクのうち所得制限の問題に移らしていただきたいと思うわけでございますけれども、ほかの法律でも所得制限は当然あるわけでござります。私どもはこの特別措置法については、ほかの法律と違うのだから所得制限はなくともかまわないのじやないかという気持ちがいたすわけでございます。しかし、大蔵省その他の税法上の考え方もあるわけでございましようから、ある程度のことはいたし方ないといたしますても、ただ、ほかの法律の所得制限とこちらとで、こちらのほうが相当高額であったものが近づいてきたような感じがするわけでござります。したがいまして、その緩和ということについて、これは来年はどうしてもやつていただかなくてはならないことだろうと思うのです。その点について、局長の御意見を承りたいと思います。

ましては、実はこの点は、原爆の場合は個人の所得税額によつて二万九千二百円と定められておりますので、税法の改正によつて、所得が伸びましても自動的にそれが調整できるという面もございまして、率直に申しましてその点の十分な配慮がなされていない、御指摘があればそのとおりでございまして、われわれといたしましても、この点につきましては御指摘のように、四十七年度予算要求等におきましては十分この点については配慮しなければならぬという気持ちであります。

○増岡委員　その点についてはぜひとも、いわゆる何といいますか、比較的やりやすい問題であると思います。その前の第五条の三点によるしょり方とあわせて、今後検討していただきたいというふうに思つておるわけです。私なぜこのことばかりを言つているかと申しますと、介護手当その他が上がらないという不平もあるわけですからどちらも、これはいわゆる公害病その他の介護手当との間にみ合せもありますから、本人自体の問題ではございませんので、これはある程度一般的な標準的なものに近づくということはいたしかないかと思ひます。しかし、健康管理手当は本人自体の問題でありまして、その本人自体の問題であるその理由が、原爆による八つの障害ということになつておるわけでございます。したがいまして、そういうことを考えていただきますと、どうしてもこの際前向きに大臣からもこの健康管理手当の制限の問題についてお答えを願わなくてはならぬかと思ひますので、よろしく御答弁願いたいと思います。

○内田国務大臣　増岡さんの言われること、私はこれはまあいまの立場の厚生大臣と申しますが、私も増岡さんと同じような衆議院議員の一人でございますが、そういう広い政治家としての立場から考えますときに、私は、たいへんよくわかる話で、ごもっともの話だと思います。私はこう考えておるわけであります。健康管理手当を受けられる方は、法律上のいわゆる認定患者ではないが、原爆に関連する幾つかの種類の病気を持つて

おる方々、いわば準認定患者みたいな方々であるが、準認定患者であるために特別手当あるいは医療手当といふものを受けられない方々。しかしづつあるという点から考えると、健康管理手当というものの支給範囲というようなものを増岡さんの御意見のようにできるだけ広くする。つまり幾つかの閑門でしほらないということはたいへんよくわかる。しかしそれを創設しました当时、おそらくしほりをかけないとなかなか当時の意識からはこの健康管理手当といふものが国の法律上の制度として実現し得なかつたと私は思うわけでござります。そこで一べんこれが実現しまして、生まれまして、これが皆さま方の論議の対象になつておるわけでございますので、私は、この制度はできるだけやはり広く生かしてやりたいという政治家の立場を、今度は厚生大臣の立場に乗せまして、私は厚生大臣といたしましても増岡さんのお話を十分承りまして、今後しほりができるだけゆるめていく。言いがえると、できるだけ多くの特別被保者にして認定患者でない方々がこの手当の支給を受けられるよういたしてまいりたいと思います。

ところで御承知のように、幸いに今度の年齢を六十五歳から六十歳に低下するということによりまして、相当の範囲の方々がとにかく対象に入つてまいりますので、今後さらにいまの障害者であるとか母子家庭でありますとか、あるいはまたそこの所得制限などの問題につきましても、さらに今後引き続きこれらを私どもは親切に、いまのおことばに従いまして、検討の対象にいたしまして、私が政治家として厚生大臣としての職務に秉せてまいりたいと思いますので、皆さまのほうからもよろしくひとつ御指導いただきたいと思います。

○増岡委員 厚生大臣も昨年は広島の原爆記念日においでになつたので、お気持ちよくおわかりであらうと思います。今後ますますがんばつていただかなくてはならないのではないかと思います。

けでござりますけれども、時間になりましたので、最後に大臣なり局長なりにお願いいたしておきこへと思ひますのは、ハ わゆる被騒者自体が行

○倉成委員長 次に大原亨君。
の問題の取り扱いの相談の窓口になれる人を増加する方向で検討いたしたいと思っております。

法律が通りましても、いろいろなことから行き過ぎで、都道府県あるいは市が行ないます窓口業務がたいへん不親切なのではないか。せっかく国会でございまして、その点のように聞いておるわけでございまして、その点では大臣と局長から一言だけそのことにつきましてのお返事を伺いまして、質問を終わりたいとして思ひます。

○大原委員 第一は立法の趣旨についての問題ですが、昭和四十三年に医療法を改正しまして特別措置法が出たわけですが、そのときに本委員会において審議をした際に、附帯決議の中に、原爆被爆者援護審議会の設置――現在の医療審議会を援護審議会にかえる、そういう附帯決議をいたしました。その中身は何かというと、これでは医療面だけでなしに原爆の被爆者、放射能の被害者、そういう特殊事情を考えて――この本質論議はあと若干の時間でやりますが、考えて、医療面

も、その制度の恩恵を受けられる方々に十分理解され、それの人々の上にその制度が及んでいくような仕組みがとられていなければ、制度が死んでしまうわけでありまして、こういう制度を担当せられる現地の仕組みというものは、ここがつかえてはいけないと思います。私もそのことに心を配りまして担当者のほうにも尋ねましたところが、その被爆者の方々のこの措置法なり医療法に乗るための手続の周知のための手引き書のようものを実はこしらえておって、こういうものを聞き取った係者に見ていただくようなこともなつておる、こういうことでございます。こういうものでござるだけさらに見ていただきますことはもちろんであります、私のいまの気持ちが十分行政の第一線に伝わりますように、今後とも増岡さんの御指摘の如きを十分徹底させてまいるようにつとめてまいりたいと思います。

だけでなしに、生活の裏づけのあるそういう対策をとれ、こういう強い要望があつたわけです。したがつて全然別の法律で援護審議会を設置するということが趣旨であつたわけですが、しかしこの法律を改正しまして援護審議会にして、そして援護という名前をかぶせて生活面についても考えていく。それからその現在の審議会のメンバーを、昭和四十年に実態調査をしたのですから、それに基づいて、生活面をも考えた審議会の構成メンバーにする。こういうことが議論の中心であつたと思うし、附帯決議の中心であつたと私は思う。政府はとがく附帯決議をなおざりにする傾向がある。今まで、附帯決議をつけておいて法律案を通す、こういうことだけで、その場のがれをすることがあるのですが、私は、これは非常な国会取扱いであると思うわけです。私が指摘した問題について、その後一体どのような努力をしておるか、こういうことについてひとつ明快にお答えいたが

ましては、私から事務的な面で申し上げますと、確かに、長崎、広島地区は別といたしまして、一般都道府県がこの問題にほんとうに相談の窓になれるのは、率直に申して県庁の担当者くらではございまして、その点まことに御指摘のようないまかい配慮は今後必要であるということを率直に感じておりますので、これらの点につきましては具体的な研修その他を通じまして、もう少し

○内田国務大臣 ただいま大原さんから、いまの
医療審議会を援護審議会に改組しろというお話を
ございましたが、このことは、さきの国会でもそ
のような御意見を関係者の方々からいただきま
たし、また私が昨年の八月六日の記念式典に總理
大臣の代理として広島の現地に参りました際には
も、関係者の方々からそういう趣旨をも含めた御

要請を承りておりまして、私も厚生省の職員を務めることになりました。この件につきましても実はあらためて協議をいたしました。結論から申しますと、私は大

和、所得制限の緩和をいたしました。それから介
おいては、特別手当等各種手当の支給制限の緩
和を実現いたしました。

原さんのおっしゃることまさにごつともで、せつから法律が医療法と特別措置法の二つに分かれ、単に医療費支弁等のことばかりでなしに、被爆者の生活面につきましての施策も講ずるようになります。したがつて、形になつておるわけでございます。したがつて、いまある審議会を、できたらば名称から構成から根本的に変えてしまえという大原さんの御意向に沿いたいわけでありますけれども、少なくともその運営につきましては、法律が二つに分かれた趣旨、またいま私がだんだん申し述べましたよう

護手当につきまして、日額を月額に改める等、その額の引き上げを行ないました。それから広島、長崎両市における被爆者復元調査、これは実態調査をしろということでございまして、これに対しても補助を行ない、これが実施の完成を期しておる次第でございます。

○大原委員 ちよと待ってください。医療審議会で何をやったか。医療審議会をどういうふうに改善したかと言うのです。

○鷲沢政府委員 失礼いたしました。医療審議会

な関係の皆さま方からの御要請を満たし得るよう
な運営に直したい、こういう私の気持ちから検討
をいたしておるわけであります、まことにおこ
とばに沿えない結果になりますが、いまここで法律
を直してこの審議会そのものの形をいじるとい
うことは適当でない。よく読んでみますと、医療
ばかりでなしに、医療等その他被爆者に関する事
要事項についてこの審議会に政府は諮問すること
ができることになつておりますので、構成なり運
営なりにつきまして、さらに十分の配慮を加えてお
いくことが一番現実に適すると、今までのところ、
こういう私どもの検討の結果になつております。
したがいまして、申し上げた線に沿いまして、
やつてまいる所存でございます。

○大原委員 今まで、附帯決議をしたけれど
も、その後どういう努力をしたのですか。つまり
大臣の答弁は、医療審議会を原爆被爆者等の機関
審議会にするということの法律改正について、
まつたくはできない、ただし運営においてその趣

につきましては、その後先生の御指揮等がございまして、審議会の委員の構成等について、現地の実情を十分承知しておられるような方に参加をお願いするという配慮をいたしまして、たとえば広島原爆病院長の重藤先生に御参加を願う、あるいは、ただいま交渉中でございますが、長崎の調先生、市丸先生等にも新たに御参加を願うということで、二十名の定員に対してもただいま十九名で、一名欠員でございますが、十九名のうち、調先生、市丸先生等にお願いできるといたしますと、広島、長崎関係者で七名占めることになります。そのほか、社会学あるいは経済学等の先生も審議会の委員にお願いいたしまして、審議の内容がこれらの方々からも幅広く配慮できるように改善いたしましたつもりでございます。

○大原委員 重藤原爆病院長その他医療専門の委員を増加した、これはいいことだと思います。それから、昭和四十年に実態調査をして、四十二年一月中間報告をしたわけですが、これは最終報告で

に沿うようにしたい、こういうことであります。が、附帯決議をつけて以来いままで、どういうふうについて具体的に努力してきたか、こういうことについてお伺いしたいと思います。

○濱沢政府委員 附帯決議の関係でございましてが、四十三年、四十四年にわたりまして附帯決議がござります。四十四年度においては葬祭料の支

まだしておらぬわけだが、そういう面に参画しない人を委員を入れるということもいい。私はそういうことをすべきだと思う。法律を改正して、医療審議会が機関面に第一歩を踏み出そうという意図を示したのが四十三年の特別措置法ですから、それはまぎれもない事実ですから、そういうことをすればはっきりとして、そういう案について議論をし、意見

をまとめて政府に答申をし、勧告をすることがで
きるような積極的な援護審議会にしてもらいたい、そういうことを通じて改善をしてもらいたい、こういうことですから、法律の改正等についても、われわれはこの審議の経過にかんがみて問題を提起するつもりですが、これは政府においては十分善処してもらいたい。厚生大臣、いかがですか。

〔委員長退席、伊東委員長代理着席〕

○内田国務大臣 この審議会改組のことにつきましては、附帯決議もござりますし、また、たゞいまの大原さんの御意見のみならず各方面から意見のありますこと、よく承知をいたしておりますので、そういう精神をくんだ措置を私はとりたいと思います。しかし、私は正直者でございますから、ここで即刻申し上げてしまふと、中に一つ、とりあえず福祉部会といいますか生活福祉部会みたいなものを設けたらどうか、そしてその部会長にはそういうことに適する方を選んでいただきたい、そういうことで当面発足したらどうかと思ひます。これはまたひとつ皆さま方の御意向も承りまして、少なくともそういうことをやつたらいががかと思います。

○大原委員 これは、経過から見まして当然ですけれども、ぜひ努力をしてもらいたいし、できるならば十分議論をして詰めて、法律改正の際には名実ともに原爆被爆者の援護審議会にしてもらいたい、そういうふうに強く要望しておきます。

それから、いま増岡委員との質疑応答にもあつたわけですが、この法律は影響するところが非常に大きいわけです。というのは、産業公害の医療法、カドミウムや有機水銀のそういう公害疾病に関する医療法にも実質的に関係をしてくるわけで、しかし、放射能の被害あるいは熱線その他の原爆による多面的な深刻な被害というものと公害の病気との関係については、救済法との関係はどういうふうにバランスをとるかという問題があるでしょう。あるいは、東京の空襲その他の問題が出でまいりました。これは週刊誌等にも出でておる

し、テレビ等にも出ておりまして、大きな社会問題になつてゐる。今日まで問題になつておらぬのはおかしいのです。これはまたあらためて旧防空法との関係で議論することになるし、援護法等で議論したいと思うわけです。そういうことがあるわけですが、しかし、いずれにいたしましても日本は世界で最初の原爆の被爆国であります。私はいままでつと議論した中で、一九六〇年、昭和三十五年当時、藤山さんが外務大臣のときでしたが、原爆の投下は毒ガス以上の非人道的な兵器であるから、陸戦法規やその他国際慣行に違反をする、明らかに犯罪行為である。戦争に日本が負けておろが負けていまいが、これについては国民は賠償を要求する権利がある。国家はそれを代表して行なう権利がある。ただし、サンフランシスコ平和条約で対米請求権は一切放棄している。こういう経過から特別立法で措置してもいいではないか、こういう問題で焼夷弾その他

の問題が出てまいりました。いずれにいたしましたが、そういう被害の深刻さと普遍的な被害、そういうこと等から考えてみまして、この問題については十分考慮する必要があるということがあつた。

それから、国家補償ではなしに、社会保障の面からこれを考へるのだといふお答があつたわけですが、日本の社会保障は、年金やその他所得保障が水準が低いわけですから、特別法をつくって医療の裏づけの所得保障をしよう、特別手当を出そうというふうになつてゐる。その特別法の意味があるわけですから、この法律は影響するところが非常にあるわけですから、佐藤総理からずっと昔からそういう答弁をしておりますが、社会保障の分野で改革するのだといふことを言うのですが、そういう精神をさらに一步進めて援護法にしていくといふ点を十分検討し、前向きに善処してもらいたいと思うわけであります。これはややこしい答弁——

を伺わせていただきたいと思います。

○内田国務大臣 先ほど増岡さんからも同趣旨のお尋ねがございましたお答えをいたしましたとおりでございまして、現場の被爆者の病症等が、公害による健康被害者と、病理学的と申しますか、そういう面において全く異なるのみならず、あるいは社会的にも歴史的にも違つた意味のあることは、私も決してわからぬわけではございません。しかし、いまの段階においてこれを援護法の形に改めていくことにつきましては、ここで踏み切るまでの段階並びにその準備ができておりますので、このことにつきましては、皆さま方のかねがねの御要望も十分頭に置きまして、なお引き続きまして今後の検討課題にしていただきたい、かようになります。

○大原委員 この治療費の支給については、認定患者については保険とは関係なしに医療費の支給ができる。特別手当のうちの二号患者については、それが特別被爆者については自己負担分については、それが特別被爆者については自己負担分について国を見る。こういうことですね。これは一応、この問題についての議論はあるのですが、その裏づけとして、たとえば認定被爆者は、お話をあつたように一万円の特別手当、それから医療手当、健康管理手当、こういうふうなものがそれぞれあるわけですが、その手当は、四十三年当時特別措置法をつくったとき以来、若干の手直しされるわけですが、その手当は、四十三年当時特別措置法をつくったとき以来、若干の手直しされたけれども、物価の上昇や生活費の上昇に応じたスライドがされてないわけです。これは適度でない。これは今までの附帯決議の精神に沿うて、諸手当の支給の範囲や条件を緩和していく、金額を増大させていく、そういうこと——厚生大臣はよく、この間も本会議で、これは名答弁らしいものだけれども、小さく産んで大きく育てるというような、もっともらしいことをあなた言われたわけですが、そういう精神からいつてもやはりそういう点を改善すべきである。四十三年以來、物価にいたしましても上昇しているでしよう。生活費の高騰もあるでしよう。したがつてその医療

ことについてはいまや根本的に再検討して、手当の金額を増加していくということは、支給条件の緩和と一緒に緊急のことではないか。このことは

あります。

○内田国務大臣 楽明率直にお答え申し上げますと私は大原さんのおっしゃることに賛成でござります。ただ、今まで制度が創設して間がな

い、いろいろ手直しをやつてきた、また適用範囲の拡大というようなことにいわば追われておつた

と

私は

あります。

○大原委員 第三の質問は認定被爆者の範囲の問題であります。認定被爆者は現在何人認定をされておるか、そういうことが第一と、それから認定被爆者の認定疾病、放射能その他等因果関係があり、こういうふうにいわれている中で、私はガンの問題について集中的に議論したいわけですが、被爆者の認定疾病、放射能その他等因果関係があり、こういうふうにいわれている中で、私はガンの問題について集中的に議論したいわけですが、被爆者の認定疾病として認められておるもの、ガンの中でも認定疾病として認められておるもの、そういうものの病名、それと当初認定疾病として認められた肺ガンや甲状腺ガンその他ですが、それを附帯決議の趣旨に沿うて若干でも改善する努力をしたかどうか、そういう二点について、これは政府委員からでもよろしいが、お答えいただきたい。

○大原委員 認定疾病的現在の適用人員は約

四千人でございます。従来申請が出されましたた数は七千五百、認定を受けましたのが六千四百、現状認定患者として動いておる数は約四千といふことでござります。

それから審議会の範囲を出てしまって、いろいろな問題が出て来る。たとえば、あるいは特段いまお尋ねのガン等の問題についてその後どういう検討がなされ、どういうふうに処置されているかというお尋ねでございますが、この問題につきましては、当初医学的な常識と申しますか、医学的な関連性の強いガンの疾患として、当面白血病とかあるいは甲状腺のガンあるいは皮膚ガン、それから御婦人の卵巣ガンそれから骨腫瘍、こういうようなものが学問的には原爆放射能との関係が濃厚であるという見解のものでございまして、したがつて、ガンにはそのように、逐次——もちろんその背景に研究成果、研究発表等の裏づけがございますけれども、ただいまの段階はそういう面を中心にしておる次第でございまして、したがつて、ガンにはその他いろいろの臓器のガンがございますけれども、これらについては、現状においては発生原因において放射能との関連があるという学問的な根拠があり必ずしもございませんので、審議会の委員のもとからも、一応そのガンそのものが主体になつてゐる場合に、いま申し上げたようなガン以外についても、放射能との関連を、いまの段階においても、さらに学問の進展がない限りは、解釈を拡大していくという実態はないわけでござります。

○大臣委員 私は専門家ではないのですけれども、白血病というのは血液のガンではないですか。その白血病が血液のガンだと専門家ではいかれておるわけでしよう。これは間違いない。

〔伊東委員長代理退席、委員長着席〕

そうすると、血液が汚染をされるというかそういう放射能の障害を起こしている。そういうことになれば、からだ全体がそういうガント転移り発生したりするという可能性を持っているのでしょうか。だから全体がそういうガント転移されないかというふうに、私は医学的な知識はなあけれども常識的に考えるわけです。それから即

巣がガンである場合に、なぜ胃ガンが因果関係がないというふうな断定ができるのか。私は申し上げた二つの点から見て、ガンは、悪性の腫瘍については転移するはあるわけですから、その点は今までの考え方拘束されないので、ガンについては、それは放射能による場合もあるし、そういう場合もあるわけです。発ガン性物質ということがよくいわれるが、放射能を含んでる空気を吸つて甲状腺や肺がおかされてガンになるということが常識的に考えればあるわけでしょう。しかし、それ以外に食物とかあるいは血液とかいろいろなことを通じて、胃ガンが関係がないというこの断定は私はできないのではないか。二世、三世の問題も出てきておるわけですから。ですから、そういう点ではこの問題は審議会の専門家の意見を聞かなければなりませんが、研究の成果を無視するわけにはいきませんが、しかし從来のことにかかわらず、因果関係の範囲というものの頭の切り替えを行なって、そしてすべてのガンについても、悪性腫瘍については認定患者の認定対象にするのだ。こういう方針を確立して何ら支障がないのではないかと思うが、これに対しまして見解はどうですか。

つきましたが、いまの御質問は、甲状腺ガン等がかりに他の臓器に転移したことが明らかであれば、そのものが肺ガンであり甲状腺ガンであれば、私は認定の対象になるものというふうに理解しておりますが、逆の場合が学問的に明らかであれば、これは学問的に明らかでない場合もあり得ると思いますが、明らかであれば、場合によっては審議の過程でそれが認められないという事態も起ころうという点につきましては、私も一つの見解であると思うのでござりますが、従来胃ガン等の問題についても審議会等の御意見をお聞きした場合もござります。また事例としてそういう審議の事例が出てまいつておるわけでございまして、それが胃ガンだけの場合には現在認めがたいという見解をとつておられるわけでござります。以上のような問題はあくまで医学を根本にした専門的な立場からの審議会の御意見によつてきめられることでござりますので、総体的にガン全体を対象にするという包み方はなかなか困難と思ひますが、学問的研究成果その他が明らかになりますれば、当然この範囲の拡大ということは漸進的にその方向で対処するということにならうと思いますが、現在私の立場からはこの点についてそのような処置にいたすということでお答えするわけにはまいらないし、また専門的な立場もございますので、その点は御了承いただきたいと思うわけでござります。

形児を産む原因になる。それでガンについては原
因がわかつてないのですよ。私だって常識で
知っている。ビールス説もあれば刺激説もある
し、いろいろ論争されている。しかし根治療法は
まだわからぬでしよう。ですから私はそういう面
から考えてみて、ガンについては、悪性腫瘍につ
いては放射能との関係はかなりあるのだから、こ
れを場所によってそう差別をする必要はないので
はないのか。そういう点では今までの既成の審
議会の委員の頭脳をもつてしてはいけないところ
があるのじやないか。もう少し新しい感覚でやる
必要があるのでないか。古い医学界のボスが
おって、それがうんと言わなければだめだといふ
ことではだめだ。これは実際委員になつていてる人
だつて、そういう意見を持つている人がおる。私
は聞いている。ですからそういう意見の人人が自由
に発言できる場の構成が必要だし、こういうこと
が議論になつたから医療審議会において、現行審
議会においても議論してもらいたい、こういうふ
うに厚生大臣のほうから積極的にそういう問題の
提起があつてしかるべきだと私は思うわけです。
この点はひとつ厚生大臣から御答弁願いたい。
○内田国務大臣 私もいま政府委員から答弁した
ように聞かされておりました。しかし、大原さん
のおつしやることごもつともござりますから、
適当な機会にもう一度、胃ガンが認定対象疾病に
なるかならぬかについて審議会等でさらに論議を
してもらいたいと思います。

○大原委員 検討してもらいたい。

それから、たとえば特別手帳を持っている特別
被爆者が甲状腺ガンになつて、そうして認定患者
の申請をしますね。これはなかなかむずかしくて
できやせぬ。ずっと手続が、時間がかかるとい
る。そこで甲状腺ガンを摘出する。甲状腺にはガ
ンがなくなつた。そういうことで、最後のどなん
ばへ行つたときには、審議会にかかるときにはそ
れは対象にならない、こういう場合が実際あるの
であります。そういう甲状腺ガンに一度かかつた

人は再発、他に転移する可能性があるわけですから、そういう人は手術して摘出してもやはり認定患者として認定することが必要である。そういう方針を立てる必要がある。そうしないと、実はこの間新聞に出ておったけれども、あとの祭りになつちやう。ガンについては根治療法がまだはつきりしていないのですから、早期診断、早期治療ということはいわれているけれども、手術が完成すればいいけれども、そういう場合は認定患者にしておいて、そうしてあとの現象を見守っていくというふうなそういう措置がなければ、これは法律にとらわれたことになつちやつて実情に即さないと思うが、この点はどうか。改革する余地があるのではないか。それは局長わかつてなかつたらだれでもかまわない。

○**滝沢政府委員** 認定患者の具体的な取り扱いでござりますが、一応特別手当等の支給の関係もありますして、三年ごとに更新と申しますか認定をあげておるわけございますが、いまのようなケースについて再発等の問題は確かに考慮しなければなりませんし、その間に医療の必要なような実態も起こり得る可能性もございます。具体的な事例でござりますから、どこをどうするというお答えをいま原則論として申し上げますならば、そういう点は十分配慮して、しかも認定期間は一応三年ということをごりますので、これらのことも含めまして、特段具体的な事例として支障のないように考慮してまいりたいと考えております。

○**大原委員** もう一つは被爆者の二世、三世の問題ですが、これはやはり微妙な問題です。それは遺伝に関する問題ですから。ただし、あなたの発言の中にもあったように、卵巢のガンは——私の質問には答えなかつたけれども、そのことについては、卵巢のガンと胃ガンがどこが違うのか、それは放射能の影響としては同じじゃないかということを私は言つたのですが、そういう増殖機能とか卵巢に影響ありといふことで、胎盤その他を通じて被爆の当時おなかの中にいた子供、原爆小頭症その他あるけれども、それだけでなく、後に妊娠

をする、あるいはその子供、そういうふうな二世、三世の場合にこの問題がかなり社会問題になつてゐる。ですから、それはやはり結論は慎重である必要があると思はれども、しかし、これは結論を出さないということではない。疑わしい場合においては、そういう危惧がある場合においては、結論が出なくとも政策の上に取り上げて、二世、三世の場合でも、特別被爆者の起因疾病でなくて関連疾病のような範囲を拡大する方法があるわけですから、そういう措置をとることには、必ずしも遺伝の問題について結論を出すことはならぬだろう。したがつて、この問題は特別手帳等を交付するというふうな、医療について問題となつてゐるのですから、前向きに問題提起をして、この問題については積極的な態度をもつて問題の解明と対策の樹立に当たるべきであると思うが、この点についてはいかがですか。

のにどう対処するかということについては、これはきわめて重大な問題でござりますので、われわれは、事務的には、現状においては検討をさせていただかくということにとどめまして、特に研究等の御意見等が具体的な疾病なり障害について明らかになつた場合にそれと具体的に取り組むというような方向で検討させていただきたいというふうに思っております。

○大原委員　被爆者の実態調査は、昭和四十年に予算を組んで行なわれました。それで四十二年に中間報告がありまして、四十三年に中間報告に基づいて特別措置法ができたわけであります。それで今日に至つておるわけですが、今までの審議の段階や附帯決議等においても最終報告を出すということが懸案になつておつたわけですが、私の承知する限りでは、いまだに実態調査の最終報告が出でていない。最終報告をすみやかにまとめて、その問題を厚生大臣の私見としてお話しになりきましたけれども、そういう福祉的な部面においても、そういう機会にこの問題を活用していく、こういうことが必要だと思うわけであります。一体、なぜ最終報告を出さないのか、出したら都合が悪いのか、あるいはサボつておるのか、いかがですか。

○滝沢政府委員　実態調査につきまして、最終報告に入りますのは入院患者の実態調査なのでございます。この点につきましては、附帯決議等に統じて乗るというようなかつこうで、結論を申しますれば、まことに申しわけない次第でございまますが、実はこの入院患者の実態につきまして、冷水中で中間的な見解を求めた場合に、その実態におして一つの評価あるいはコメントをつけた、解説的な意見をつけた、その内容について、非常に社会的な批判等もございまして、この問題の取り扱いについて、率直に申して事務当局としては苦慮いたしたわけでございますが、この実態調査を今

はたいへん申しわけございませんが、途中にその
ようなきさつ等もございまして、将来の施策に
どのようにこれが具体的に生きるかという問題は
別といたしまして、実態の数字だけは公表できる
段階に至っておりますので、たいへん申しわけな
かつたと思ひますけれども、以上御報告申し上げ
ます。

○大臣委員 時間が来ましたけれども、あとそれ
ぞれ分担して質問するわけですが、私は、諸手当
の問題は特別手当の問題あるいは健康管理手当、
医療手当のベースの改定の問題についてだけ言いま
した。中身の問題についてはまだ質問をいたし
ておりません。これは同僚委員から——ただ一言
だけ質問したいのは、健康管理手当というのは立
法の精神はどこにあるのですか。

○流沢政府委員 健康管理手当は、原爆を受けた
ということが、放射能の影響というものを基本に持つてお
ることが、この医療法並びに特別措置法
の特別の状態にあるという見解の基本になつてお
りまして、したがつて八つの疾患についてこれを
取り上げてあるわけでございます。造血機能、肝
臓機能、細胞増殖、これはガンでございます。内
分泌機能、脳血管機能、循環器機能、腎臓機能障
害、水晶体混濁、この八つの疾病を学問的に放射能
の影響あるものとして定めまして、この八つの
疾病のある方に対し健康管理手当を支給する。
したがつてその他は手当の関係上所得制限を設け
るということでチエックしてございますが、先ほ
どお尋ねの、さらにその上今回の改正による六十
歳あるいは身障者、母子だけにまた限定している
というのは、これらの方々が、日常十分な注意を
払つていただぐのに、やはり一般的にはお困りの
方が多いので、当面そのお困りの方を対象にして
手当の支給をするということいたしたのでござ
いまして、健康管理手当といふものの基本は、や
はり原爆の放射能障害を受けた健康に対する不安
あるいはそういうものに対する影響を、八つの疾
患を限定いたしまして、その状態にある者、その

原爆に関連する疾患を持つておる患者に健康管理手当を支給する、こういうたてまえでございます。
○大原委員 これは私の意見だけ言つておきますが、健康管理手当は一万九千二百九十五人しかもらっていなければなりません。二十七万四千名の特別被爆者の中で、健康管理手当はこれだけしかいない。立法精神は、いまも増岡さんからも話があつたけれども、放射能を受けた者はあるいは熱線その他を受けている。外傷もある。原爆の身体障害者で、たゞ顔面や頭部に醜痕、ケロイドを残している者もやつておるけれども、小頭症も入れているわけです。三千円という金額は問題にならぬとしても、放射能を受けた人は、そのときのからだの状況によっては、表面は元気である、しかし年をとる、あるいは他の病気になるということになると、治療能力も劣っている、そういうふうにやはり放射能の影響というものが残存している。放射能は残存期間がある、そういう前提で健康管理をするために必要な経費だ、よくいえばこういうふうに考えられるわけです。ですから極端にいえれば、病気が出ておらなくても、特別手帳を持ってゐる者はもちろんその可能性があるのでしたら、病気が出ないよう位らかの援助を与える、あるいは栄養補給をする、常時健康管理をする、こういう趣旨で健康管理手当は目標を達成するといふわけだから、健康管理手当については今まで増岡委員との話があつたが、三つのしほりがある。それは予算上の措置を必要とするということでありますから、これは四十三年当時の事情を固執するのは私は当たらないと思う。金額についてはとにかくとして、そういう問題については十分検討をして、放射能の影響——影響ということをあなた方にとを強く要望いたしまして私の質問を終わります。これはちょっと大臣、答えてください。

○内田国務大臣 同じ趣旨の御発言が先ほど増岡さんからもございましてお答えを申し上げておきましたが、いろいろしばりはかかっておりますけれども、とにかく私が考えますところによると、認定患者に準ずる方々なんだ、だから特別手当や医療手当を差し上げられないが、そのかわりに平素の健康管理のためにということとてこの手当を出してきておりますので、そのしばりにつきましては合理的な判断のもとに今後においてもできる限り広くするという方向をとる、私はこういう考え方でございます。現在は二万人弱でございますが、今回の大五十五歳から六十歳に引き下げることによりまして一万人近く、九千五百人がこの適用を受けることになるわけでございますので、でありますから、二万人弱が三万人弱になるわけでございますが、これをもって終わりとせず、この件につきましては今後とも制度の創設を生かすような方向で私どもは考えてまいりたいと思います。

対してこれを尊重させるという決意でもって附帯決議をつけようじゃないかということですつけてまいった、その旨政府にもこれが実施を要求してまいりましたものは、健康管理手当の六十五歳を六十歳に引き下げる。これも四十五年度の予算の中では、厚生省が大蔵省に要求したが、大蔵省はこれをのまなかつた、ようやく二年がかりであります。これが実つたということになるわけでありますから、その点厚生省の努力は評価をいたしますけれども、どうもこんなちやちな改正案によつて、歴代厚生大臣が私どもに対する約束したことがあれど満たされたというように理解をしておられるのか、まずその点率直に厚生大臣の見解を私は聞かせていただきたいと思います。

○内田国務大臣 中村重光先生は長崎の御出身であり、かつまた、私の承知しておりますところに間違いがなければ、御家族が現実になまなましい原爆の被害者でいらっしゃるはずでございます。でござりますので、この原爆被爆者に対する対策につきましては、平素から非常に御熱心に厚生省にもたびたびおいでになり、私自身も詰め寄られておるわけでござりますけれども、中村さんのお立場には御同情と同時に、中村さんのその御努力に私は非常に敬意を表しております。

ことにいまのお尋ねに対しましては、厚生省がこれまでやってきておることをもつて決して十分であるとは私は考えておりません。ことに各方面から御要請のあります、いまの特別措置法あるいは医療法という体系ではなしに、援護法の体系に切りかえてほしい、こういう御要請が今まで達成されておりませんところに問題があるかと思うなさいまして、私もかたわらにおりまして拝聴をいたしておりますが、このことにつきましては、先般中村さんがこの委員会におきまして、社会党を代表して原爆被爆者援護法の提案理由の御説明をなさいまして、私もかたわらにおりまして拝聴をいたしておりますが、この御努力に対しましても私はあらためて敬意を表するわけでありましまして、いま私どもが乗り越え得ないところを、こう

さすべきであるという一つの見本のようだ、典型的な法律案をお示しになりましたこと私は、言ふまでもなく、昭和三十二年の医療法から出発をいたしました。そういう歴史と経緯がござりますので、窓口といたしましては、公衆衛生局が、認定患者等の関係もござりますので担当いたしましたけれども、先ほど来他の委員の方にしておりませんけれども、内閣国務大臣の内田國務大臣が、厚生省が大蔵省に対するこの要求を実現させることで、今後これに十分な検討を加えまして、私どものほうの原爆被爆者対策というのも充実させてまいりたいと考えております。

私がお答えを申し上げてまいりましたことからもお察しをいただけると思いますが、これは国家補償でなくとも、少なくとも社会保障の問題として、被爆者の福祉というものもあわせて考えていくものだという見地で、これは私が責任を持ちまして、社会局あるいは児童家庭局というような局もこの対策を担当し、また前進させる構想を持たせてまとめてまいりつけておりますし、またそれがいいものと考えております。

○中村(重)委員 私は公衆衛生局が努力が足らないという意味で申し上げているのじやないのです。公衆衛生局はそれなりの努力をしてるのでしょう。しかし、どうしても壁があるのです。私は率直に言わせていただきますならば、本的に次元を異にする公衆衛生の問題としてこの被爆者問題を処理しているところに、被爆者対策が前進をしない要因がそこに一つあるのだというように思つてゐるわけです。いかに公衆衛生局が努力をいたしましても、公衆衛生局の公衆衛生のワクの中での原爆問題を処理しようといいたしますと、申し上げましたようく限界がござります。制定いたしましたこの特別措置法の中におきましては、被爆者の特殊性というものは私は一部認められておると思います。しかしながら、特別措置法をつくりましたけれども、依然として公衆衛生のワクの中でもこれを処理していくというその態度を変えているわけです。実は強い抵抗感を持つてゐるわけです。ここで援護法が制定されたといいました。そして大臣は、健康管理手当の所管で移行していくのではないから私は思うわけあります。そして援護強化という方向で被爆者対策を進めています。そうした基本的な問題にものさしきであります。そこで援護法が制定されました。これは援護局の所管ではありませんから、身体化してまいりたい、こう言いました。そうした気

持ちであります。しかし、しょせんはいままの公衆衛生のワクの中で処理するわけでございまますから、事態と違うということに大臣の立場かるものだといふべきで、これは私が責任を持ちまして、社会局あるいは児童家庭局というような局もこの対策を担当し、また前進させる構想を持たせてまとめてまいりつけておりますし、またそれがいいものと考えております。

○内田国務大臣 段々のお話承りましたが、いまの私どもの考え方のものにおきましては、被爆者

対策を公衆衛生局から社会局あるいは児童家庭局というような方面に広げていくということで私どもは進んでおりまして、お説のように援護局を持ち込むという考え方方に進んでおらぬいわけでございます。それはもうおわかりのように、また、た

争犠牲としての国家補償という立場から取り上げるか、あるいはまた、私が申し述べてまいりましたように、医療だけの立場ではございませんけれども、それに社会保障という線でできる限り手

厚く処理していくのが一番現実的である。理論的には、中村さんのお説、また一般中村さんから御説明になりました援護法の趣旨が、私にもわからぬわけではありませんけれども、戦争の他の犠牲者一般、あるいはまた軍人軍属等に対する援護の

特別の措置といふようなものとの関連を考えてもありますと、私どもいたしましては、そこに現実には処理し得ないむづかしいものがござりますので、現実に処理しやすい方法をもつて、原爆被

爆者の医療ばかりでなくして、実質的な意味の援護をとつております。そこで、したがつて所得制限などにつきましては、したがつて所得制限などにつきましては、所得金額何百万円以上には適用しないという

ことで、したがつて所得制限などにつきましては、所得金額何百万円以上には適用しないというふうな行き方でなしに、むしろ税額規制という措

置をとつております。そこで、自動的に所得制限が緩和をされておる、こういう仕組みになつておるわけであります。しかし、今日の所得制限につきましても、私がいま

申し述べましたような趣旨から、さらに被爆者に対する私どもの考え方をより如実にあらわすため

に、これにつきましても私は今後さらに検討をいたすべきものがあると思いますので、ここで所

持つてみたいと思います。

○内田国務大臣

私は、被爆者対策を戦争犠牲者

としての国家補償という立場からとらえることに

は踏み切れない面がござりますけれども、しか

く、貧しい人に対して生活保護を加えていくのだと

いうことがありますから、原理としては救貧原

理である。それでよろしいとお考えになります

か。

○内田国務大臣

私は、被爆者対策を戦争犠牲者

としての国家補償という立場からお答えになつた

ところですが、いまのお答えの中からも十分受け取られ

るわけです。これは、所得制限を緩和していくと

か撤廃していくとかいうことでも、やはりいま

これが、いまのお答えの中からも十分受け取られ

れども、私は、そういう面につきましても十分の

関心を持ち、また皆さま方の御意向も承りながら

進みたいと思うものでございます。

○中村(重)委員

何か大臣は、これではいけない

象としているのであるけれども、私は大きな期待を持ち得ない。だから、この際ひとつこの被

爆者対策の問題につきましては、基本的にこの問

題に対処していくといふようなことをお持ちにならなければいけないのでなかろうかというよ

うに思います。あらためてひとつ大臣の見解を伺つてみたいと思います。

○内田国務大臣

段々のお話承りましたが、いまの私どもの考え方のものにおきましては、被爆者

対策を公衆衛生局から社会局あるいは児童家庭局

というような方面に広げていくことで私どもは進んでおりまして、お説のように援護局を持ち込むという考へ方に進んでおらぬいわけでございます。それはもうおわかりのように、また、た

争犠牲としての国家補償という立場から取り上げるか、あるいはまた、私が申し述べてまいりましたように、医療だけの立場ではございませんけれども、それに社会保障という線でできる限り手

つからつこようと思うわけです。そこで大臣、こ

の被爆者対策というのはいわゆる救貧原理、そ

ういうことが基本であるというようにお答えになつたわけです。そうなつてまいりますと、私が

いま申し上げましたようないわゆる大きな壁にぶ

つからつこようと思うわけです。そこで大臣、こ

の被爆者対策といふのはいわゆる救貧原理、そ

ういう形の上に立つてお進めになつておるというこ

となるのではないでしょうか。国家補償ではな

く社会保障だというのです。これは言うまでもな

いまま申上げましたよ

うたわぬわけです。そなうなつてまいりますと、私が

いま申上げましたよ

持ちがあなたにはおありだろうということは私もよくわかるわけでございます。したがつて、国家補償には踏み切れませんけれども、私は、あなたがつくられた法律案と、いうようなものも十分胸にとめながら、所得保障、またその他の資格制限等につきましても、十分いまの考え方から私は割り切つてまいりたいと思います。

○中村(重)委員 大臣、いまあなたの答えになりました点、おっしゃるよう、被爆者は、原爆のせいだという、それを認めてもらいたい。これは、被爆者だけではなくて、一億の国民がそうなんです。旧地主に対してはあのような補償をいたしましたが、これは一億国民の支持はありませんでした。しかし、被爆者に対する、国際法を無視した、国際法に反する兵器を使った、そして無辜な善良な人間を殺してしまった、ほんとうに気の毒なんだ、この犠牲者に何とか報いなければならぬのだ。被爆者対策を政府がどんなに強力に進めようとも、一億国民はこれには抵抗いたしません。その国民的な理解の上に立つておる被爆者に対して、予算の面においては、九兆四千億の中で依然として今日百億に達しないのです。そして、その中身に至つては、被爆者の権利を正当に認めていこうとする態度ではなくて、苦しいから何とかしてやろう、病気にかかつておるからこれはほっておけないのだ、そういう態度に終始をしておるということは、被爆者の大きな不満であります。憤りであるわけです。

なるほど被爆者の中には、たくさん貧しい人がいるのです。栄養をとらなければならぬ、となるべき栄養がとれない、そのため健康が弱って原爆症が悪化をしていくような形、そういうものがあるのです。特別措置法の中におきましては、若干そうした被爆者の特殊性というものを認めてきたと思います。認めてはきたようではありますけれども、だから援護しなければならないといふのではないのです。その考え方方に立つていないので。やはり、貧しいからというその線を依然として出ようとはしていないわけであります。被

爆者は、労働力が奪われた、低下した、これを補償してくれということを要求をしておるのであります。私は、その被爆者の要求は無理ではないということをあなたの答弁の中から理解ができます。それならばなぜ今日、被爆者に対するところの援護審議会を、何回も何回も公約しながら、委員会の附帯決議を受けながら、何のためにこれが踏み切れないのでしょうか。そのような前向きの答弁をしながら、歴代大臣もその答弁を繰り返してきながら、なぜにその答弁を生かすようなことをしないのでしようか。あなたは先ほど、被爆者援護審議会をつくるという問題について、そこまでは一挙にいけないのだとおっしゃいました。運用の面でその趣旨を生かしていくようにつとめたいとおっしゃいました。私は、あなたのその誠意、気持ち、それを理解できないのではないのです。しかし、あなたの気持ちを理解しただけではどうにもならない。そのことが実行されなければならぬのであります。園田元厚生大臣も、被爆者援護審議会をつくることをかたく約束をしました。そして、ここに私は議事録を持っております。この答弁ども、厚生省の前の企画課長がみずから書いて、このような答弁でよろしくございますかといつて私に持ってきた。そしてそのとおり園田厚生大臣が読んだのがこの書類であります。この答弁内容である。被爆者援護の問題については、学識経験者その他各種の意見を十分聞く機関をつくるなければならないと大臣が理解し、大臣もそうした考え方の上に立って被爆者援護を進めていくたい、こういうことであったがどうかという私の、これは予算委員会の分科会で園田元厚生大臣の答弁に對して、社会労働委員会で私はあらためてこれを質問したのに對して、厚生大臣は、この問題につきましては十分検討するよう、事務当局に對して各省との間に積極的に意見調整をするよう指示いたしております。私としても前回申し上げましたような方向で引き続き実現を期する所存であります、と答弁をしております。前の厚生大臣齋藤さんも、私の質問の関連質問に立った田

邊委員の質問に対しまして、被爆者援護審議会をつくらなければならぬ、もうその時期に来ているというようなことについて、そのように理解をしてよろしいかということについて、それだけつこでございますとお答えになつております。あなたは、元大臣、前大臣の答弁はどうでもよろしい、つくりたいけれどもこれをつくれないのだ、そこまでいけないのだということでありますならば、納得のいくよう答弁をしていただけませんか。責任を持たなくともよろしい。私どもに理解ができるよう、納得ができるよう、こうした答弁に対して心から期待をしておる三十二万人の被爆者の十分納得のいくような答弁をしていただけませんか。

○内田国務大臣　中村さんのおっしゃることは、私もよくわかりました。また実は前からわかつておるつもりでもございます。前の大臣が言われたとおりに現実にはなかなかなつておりませんので、私がここでこの場だけの答弁をいたすことはかえつて申しわけなく存じますので、先ほど来から、これは国家補償と社会保障との問題について越えがたいものがまだ存在するので、結局その問題との関連において審議会等の問題も論ぜられてくることにもなるわけでござりますので、この問題につきましては、まだしばらくひとつ検討の過程に置かしていただきたい、こういうことを申し上げておる次第でございます。

実は私どものほうのやつておりますことにつきましても、戦傷病者戦没者遺族等援護法というような法律がございまして、軍人のみならず軍属、準軍属の方々、またその遺族等に対する処置まで講じておることは御承知のとおりでございます。設けて、そこに原子爆弾被爆者、こういう規定を置くのとそれは同じことにもなるわけでございまになりました法律も、かりに形を変えますと、現行の援護法に第三章なり第四章なりというものを設けて、そこに原子爆弾被爆者、こういう規定を設けて、そこに原子爆弾被爆者、こういう規定を設けて、そこに原子爆弾被爆者、こういう規定を設けて、そこに原子爆弾被爆者、こういいますのは、あの戦争のもとに、原子爆弾の被害

ではございませんけれども、国内に焼夷弾あるいは一般爆弾はむるんのこと、艦砲射撃その他等によりまして、生命、身体を失われました軍人、軍属、準軍属以外の方々がたくさんおられまして、それらの広い意味では戦争の犠牲になられた方々を考慮いたしますと、せっかくその案をつくりましたがなかなか突破できない、こういうような状況でありますところが、私が正直に申す現実であります。でありますから、そういうことにも配慮を加えながら、とにかく理論で割り切るまではほうておくことは私は適当でないと考えますので、いまの医療法なりあるいは特別措置法なりといふものの内容を、先ほど来だんだんと申し述べてまいりますように、充実し、積み上げてまいり、こうすることを現実に私が行政家としてとつておるということをございます。おしかりを受けますこと、まことに残念でございますが、そのようになりますかひとつ御理解を願いたいと思います。

○中村(重)委員 私は、内田さん個人を単に逃げの答弁をする人だとは思つてないのです。しかしあなたも、厚生大臣としていつまでもその地位におられるかどうか、これはわかりません。歴代大臣が、援護審議会一つの問題についても食言を重ねてまいりました。特別措置法を強化するとおしゃいましたが、再三再四繰り返して申し上げておるように、二年がかりでわずか年齢制限を五歳下げた、これで信用しろというのが無理じやないでしょうか。

それでは伺いますが、援護審議会をつくるために、元厚生大臣の答弁された各省との調整をいまやらしておるとのことございましたが、各省との調整の結果だめだったという形は、どうしてそういうことになつたのでございましょうか。どのような話し合いを各省と進めてこられたのでしょうか。それをひとつ、これは厚生大臣からでも、局長からでもけつこうでございます。

○流沢政府委員 園田大臣が、各省との問題について、というのは、審議会でござりますので、行政機関の変更ないしは、とくに行政管理庁との関係があります。それから財政指掌的な問題として、大蔵省との関係もございます。それで、ちよどあの御答弁がございましたのが、記録によりますと五月でございまして、その後私は公衆衛生局長に就任して以来、この問題について、今回の法律改正等もありますので、いろいろ勉強しまして、この間のいきさつ、内容、当時の処理状況等について検討をしたのでございますが、具体的には、行政管理庁との関係では、当時あるいは以前から行政機関の新設ないしは——もちろんこれは新設とはならず——医療審議会を援護審議会に変えるということです。しかしながら、新設とはならないのでありますけれども、これらの問題は審議会縮小の方向に一つつながっていると、いうことで、今回公衆衛生局におきましても、精神衛生、結核等の四つの審議会を統合いたしました。

そういうものがありました。しかし、これは何も積極的に援護審議会をつくる上に大きな問題点であるという意味ではございませんが、行政の一つの背景としてそういうものがありました。

そういう一点と、それから、大臣が申し上げましたような基本的な問題点を、厚生省事務当局としても、いろいろ認識しておきました関係で、これを援護という方向に踏み切ることについて、は、次年度の予算編成の場合でもこれを見送らざるを得なかつたということが本音でござります。

○中村(重)委員 いろいろ答弁をされましたが、どうも、結局できないじやないですか。いま一挙にできなかつた。先ほど来大原委員の質問に対しても前向きの御答弁がございましたが、しかし、いまの局長の答弁から私どもが感じ取ることは、それは

援護審議会といふのはできない、そうでしょう。それでは答弁のための答弁じやありませんか。逃げの答弁ですよ。援護審議会を新たにつくるのか、医療審議会を改組するという方向で厚生省はほんとうにさっそく取り組んでいかれる御意思があるのか、端的に大臣お答えください。

○内田国務大臣 私はうそを言わない人間で、わりに親切な人間でございます。それは中村さん御承知のとおりですが、それで、先ほどもお答えを申し上げたのですが、とにかくいまの審議会の中に福祉部会のようなものをつくって、そうしてそこに、そういうことに適切な部会長さんを選んで、そして、いまお互いに議論している面につきまして、審議会としても研究していただいたらどういはまた、いまの特別措置等の内容の充実につきましても、単に医療面からばかりではなくに、福祉面といいますか、援護面といいますか、そういう面の研究もしていただきようになります。しかし、あなたがそこまでおっしゃるなら、どうでしようか、いま私は、大原さんには福

祉部会と言いましたが、この医療審議会の中に援護部会といふものをとにかく設けさせる、これは私ができることがありますから、私の考え方として大切部会長さんの御就任を願う、こういうことでございて、援護部会というものを設けて、そして最も適切な部会長さんとお話しをいたしたいと思います。

○中村(重)委員 それから、先ほど国家補償の問題等々で出てきたわけでございますが、実は、原爆被爆者というものの特殊性は何かということになつてまいりますと、単に放射能だけではないとおつくりになつてやられる上において、十分な認識の上に立つてやつていただきなければなりませんが、要するに被爆者は、社会全体として破壊をされたという事実認識の上に立つていただきなければなりません。

先ほど局長の答弁の中で気になりましたのは、一般戦災者というごとばをお使いになりました。

同一次元で被爆者の問題を見たのでは、何ば援護部会をつくつても前進はあり得ません。被爆者といふものは、家族を奪われました、近親を失いました、職場を奪われてしましました、そして、健康を被爆され、生活力は低下させられてしまつて、一般的にいいますと、先ほどの根本の問題を割り切らないと実はできないということが本音でござりますので、ものにはやはり段階もございましょうし、また、いろいろ政府を含めて国民全体の意識の高揚というものもございましょうから、さらには、決して逃げるつもりはございませんが、いまの審議会を改組して援護審議会にするということになりますと、先ほどの根本の問題を割り切らないと実はできないということが本音でござることは、一般戦災を受けたという経験の上に立つてものを判断をいたしましては、決して真に被爆者対策として実のあるものになり得ないということです。このことは、すなわち被爆者に對して、一般戦災者と區別をして、いわゆる国家補償の精神の上に立つてあるものになります。それは不可能なことではありません。政府が踏み切

りさえすればいいわけあります。

あとで私は学校報国際の問題等々の点で私の意見を申し上げて、また見解を伺いますけれども、戦傷病者戦没者遺族等援護法というものが国家補償という精神の上に立つてでき上がつておること

は御承知のとおりであるわけです。それがこの被

爆者の場合においては不可能だということがどう

して言えるのかというわけであります。一般戦災

者と同一次元で見ることがいかに当たらないもの

であるか、また、まじめに静かに被爆者の置かれ

ておる現状を御理解、御認識になるならば、解決

し得る問題である、いわゆる壁を突き破ることが

できる、踏み越えることができるものだというこ

とを私は申し上げたいのです。これからそ

うしたかまえでもって検討をして進めていかれる

ことを大臣に強く要請をしておきたいと思います

が、大臣、いかがでございましょうか。

○内田国務大臣 何しろ社会党を代表して被爆者

援護法を御提案になつておられる中村さんのこと

でありますから、あなたの考へは私はもうよく

わかります。しかし、先ほど来だんだん申し上げ

ますように、国家補償という形では、いまこの段階で國としては踏み切れない諸般の事情がござりますので、お話をよくわかりましたが、私どものほうでもさらには継続して検討をいたすことになったと思います。

○中村(重)委員 その点は議論をしたいのですけれども、時間がありませんから議論をしません。

しかし、そうした置かれておる被爆者の実態といふものを念頭に置いて、先ほど来大臣からいろいろ前向きの答弁があつたわけですから、しきつたがつて、その精神の上に乗つてともかく取り組んでいく、検討はする気持であるということに理解をしてよろしくございますね。

○内田国務大臣 そのとおりでございます。

○中村(重)委員 そこで、具体的な問題につい

て、先ほど、健康管理手当の拡大のことについて

て、大臣も局長もともにこのことについてはお答

えがございました。具体的に健康管理手当の拡大

についてどのようにお考えでございましょうか。

これではいけないとお考えになくなってしまふかも知れませんが、六十五歳を六十歳に引き下げた、これはだめだというお気持ちがあられるというふうな御答弁の中から私どもは十分くみ取ることができたのですが、どの程度に拡大をしていかなければならぬとお考えですか。

拡大は、たしかに大きさでござる。また見えておられる方々がござります。ですが、実際は、先ほども述べましたように、人數が少なな状況でございますので、六十五歳という受給制限を六十歳に下げますことによりまして、かなり限りを設けられることになります。なかなかの方々が受給資格を得られる、こういう現象にならるわけでございます。しかし、そのほかにまだ母子家庭のおかあさんであられるとか、あるいは他の障害を持っておられる方に限るというような制約が残っておりますし、また、先ほど御議論がござりますように、所得制限の問題もございます。また、最初にさかのぼりますと、八つの関連疾患といふいうような前提もございます。これらの問題につきましても、今後決して検討はしないということにしないで、さらには健康管理手当といふいうのが、被爆者の立場を考えてこういう仕組みをつくったという当初の原点に立ち返って、この問題を引き続き前向きで検討していく、こういうことをいたしたいと思います。

方が六十歳になられますし、そのうちに年齢制限を置くことがおっしゃるよう無意味になつてしまつますので、このことにつきましては、六十歳をもつて終わりということではなしに、お話しの点につきましては引き続き検討をいたしたいと思ひます。

○中村(重)委員 それでは年齢制限を引き下げる
というような方向で、来年度の予算要求にあたりましてもは、ともかく健康管理手当のいろいろな制限を緩和するための要求をされる御意思であると
いうように理解してよろしくございますか。

○内田国務大臣 管理手当受給の資格要件ということに限らないで、もちろんそれをも含めて、あるいは金額の問題、介護手当の問題等もございま
すので、一般の被爆者に対する処遇全体を、この日本の経済成長やあるいは物価や、また日本国民の生活水準の上昇等も考えながら、この制度の趣
旨が十分生かされていくように、もっと広いいろいろな面から検討を加えた上で予算要求もいたしたいと思ひます。

う御意思はございませんか。私は、これははずすべきだと思う。大臣がお答えになつてある方向とは逆ですから、認定被爆者の場合は、どんどん減っていく一方です、ふやさないですから。いまの医療審議会というのは、被爆者のためにあるのではなくて、認定被爆者にしないように、しないようによつて、認定被爆者にしないように、しないようによつて、むしろ壁を厚くする、そういう役割りを果たしているような感じがしてなりません。その面から、先ほど、調先生のようなななるお医者さんということではなくて、社会人としてつもりっぱな人物、被爆者の問題について知識と高邁な抱負経験を持っておられる方々を委員としてお加えになると、この御意思を明らかにされたくなります。私は、よほど変わってくるだろうという期待を持つますけれども、いざれにいたしましても、いまのようないく一方です、ふやさないですから。これをむしろ撤廃されることが適當ではない

でしょうか

○滝沢政府委員 認定そのものの中身、あるいは認定にあたって、認定をされる人と認定を受けなかつた人との問題等を含めまして、この認定の問題は確かに非常にむずかしいことはござりますが、それだけに、医療審議会におきまして、それが、専門の立場から、総合的な観点から御審議を願つて、認定という制度を設けておるわけでございます。したがいまして、先ほど来大原先生等

から、胃ガンの問題等も含めて、ガン全体が放射能に基本的に関係があるんじやないかというような議論等もござりますので、審議会そのものの存在はきわめて大事でございますと同時に、いまいろいろの特別手当等も含めて、認定患者とのうものの存在はやはり必要でございますので、われわれ、この原爆医療全体の立場から考えましても、認定という制度、そしてこれを全額国が負担してやつております制度は、患者の数そのものの変動なりその他は、今後比較的長期にわたってどういふ変動をするかということについては、確かにおつしやるとおりどんどんふえていくというよう

○中村(重)委員 認定被爆者と健康管理手当の支給対象の被爆者とどれだけ違うのですか。これは科学的に画然と区別ができますか。健康管理手当の支給の対象となる八つの厚生省指定の病気、それと認定被爆者の場合、重いか軽いかというだけのことじやありませんか。科学的な根拠がないぢやありませんか。何のために認定被爆者というような——ともかく特別手当を支給するとか医療手当を支給するということの歯どめをするための役割りしかこの認定被爆者制度は果たしていないぢやありませんか。こういうことを残しておいて、被爆者対策に前進するために取り組んでいくうという答弁が生きてまいりますか。ダメですよ、そういうことは。

もう一つ、あわせてお答えください。近距離被

爆者の問題。あなたのところにもいろいろな資料

として出て——もう時間がありませんから私ははえて読み上げませんけれども、こういったような近距離のところにおられて、放射能の非常な影響を受けておる、こういう人たちこそ認定被爆者の中に入れていくというぐらいの拡大の方向でなければならぬ。そうしてこそ初めて認定被爆者のが制度というものが生きてくると思う。いまのような、手厚い措置を加えることに対して壁をつくるような認定被爆者制度というものはさっそくやめてもらおう、その方向でやってもらわなければならぬと私は思う。これは抜本的な問題であります。大臣、いかがでございますか。

○瀧沢政府委員 ただいま先生御指摘の、近距離ということによる放射能の影響は、これはもう濃厚であることは間違いないんではないか。したがって、そういう方の健康状態に応じて、特に認定患者といふようなものにしたらどうかということでおざいますが、これにつきましては、基本的に、近距離であることによつて放射能の影響が強められると、いうこの原理は間違ございませんけれども、それぞれの当時の実態によつてからだへの影響といふものは個人個人それぞれに差がございますので、一つの考え方としては、近距離といふことによつてとらえる方法もあるうとは思いますが、やはり認定患者といふもののいまの医療の実態、こういふものから考えましたときには、近距離といふことだけこれを認定患者——極端に言えば患者でない方もあり得るわけでございますが、やはり御提案の趣旨は、近距離であることを十分考慮して認定をしたらどうかという御提案で、やはり御提案の趣旨は、近距離であることをあらうと思います。この点については、現実の審議会では、まず距離が近いということが最優先の条件になつておりますので、先生のおっしゃるのには、もっとその点を強く考えて、幅を持たせていわゆる認定の上に考慮したらどうかという御提案であろうと思います。この点については、現実の審議会では、まず距離が近いということが最優先でありますけれども、その度合いの問題があるわけですが、いまして、まず距離が近いということは、最優先に、いま審議の第一条件になつておるわ

けでございます。

○中村(重)委員 それは、いまのようく認定被爆者の数をどんどん減していくというような姿ではなくて、ほんとうにこの認定被爆者の制度というものを有効に生かしていくために、いわゆる被爆者に対する手厚い措置を、いま公衆衛生局のあなたの所管の中でやり得ることはそういうことであらうと私は思うわけですから、そうした前向きで、いままでの認定被爆者のあり方に再検討を加えて、前進した方向で進んでいくこうとする御意思である、そのように理解してよろしくござりますか。

○滝沢政府委員 そういう問題に対応する姿勢としては、そういう基本的なものが大事でございますが、基本にはやはり審議会というものが存在する、その審議会に、もうこういう形でもってぜひこれを認めていただくようには政府の方針をきめますからというような問題の持つていき方自体について検討しなければならぬ点がござりますので、この辺は審議会の存在の意義、審議会というものの長年果たしてきた役割り、それによってできるだけ公平を期してきたその役割りというものも考慮いたしまして、十分審議会の先生方の御意見を聞いてこの問題に対処していきたいというふうに考えております。

○中村(重)委員 また議論しなければならぬようになるんだけれども、問題はそこですよ。あなた方がどんなにここで前向きの答弁をなさつても、特別被爆者の医療の法律の規定の中に、医療審議会といふのが、お医者さんという専門的な立場からすべてを決定しておる、非常に狭い視野に立つて。それを破らなければいけない。やはり厚生省が、公衆衛生局が、あなたのほうで情熱を傾けてやろうとおっしゃるならば、そういう窮屈な、非常に狭い視野で医療審議会が審議をしようとするその方向を拡大していくようなことでなければならぬと私は思う。私は医療審議会なんかどうでもよろしいとは申し上げないのであります。その審議会が今まで非常にきびしくしてこられたか

ら、そういう非常に狭い視野、狭い方向でいま

やつておられるところに問題があるのでありますから、ともかく健康管理手当の支給対象の病気と認定被爆者とは科学的に区別する何ものもないわけですからして、そういういた点について十分審議会にも

厚生省、公衆衛生局、あなたのほうの意のあるとについてもう一度お答えください。これは専門的なかつて、きょうの大臣の答弁、そういうものを十分してもらつてその審議に当たつてもらう、こうしたことでなければならぬと私は思う。そのことについてもまた、きょうの大臣の答弁から……。

○内田国務大臣 この特別被爆者の中で認定患者の認定制度というものはやめてしまうということは、いま直ちにはむずかしいわけでござりますけれども、しかし、これはそもそも原爆被爆者の方々の利益のために、これらの人々のめんどうを見るためにできている制度でございましょうから、私は、この被爆者の認定にあたりましては、なるべく本人の利益になるよう見ていく、五分五分のものは本人の利益になるよう見ていく、なるべく本人の利益になるよう見ていく、五分五分の認定をすべきものだと私は考えます。これは私はとつづけて言つていいのではございませんので、そういうふうな認定をしていただくよう、私たちも審議会のほうともお打ち合わせをしてまいるのがよからうと思います。

○中村(重)委員 実は援護局の担当になるわけであります。文部省その他関係省庁と関係がありますけれども、旧防空法に基づくところの犠牲者、防空従事中の犠牲者、長崎医大の学生あるいは看護学校の生徒あるいは警防団員、そうした問題についてお尋ねをしたかった。しかし時間が参りました。あらためて、戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正案の審議があるようありますから、

○山本(政)委員 原子爆弾被爆者援護法が社会、昭和四十三年以前に社会党的ほうで一度法案を提案した。その後四十三年に十二項目にわたって附帯決議をしまして、そして今日に至つた。この援護法は附帯決議の趣旨を体して実はつくれたものと思うわけですが、三党提案での法案が出されたという意義について、提案者のほうからひとつ簡単でいいですから御説明いただきたいと思います。

○中村(重)委員 先ほどの私の大臣に対する質問の中で出ているわけあります。いまの特別措置法あるいは医療法、これは被爆者の正当な権利が保障されていない。國際法違反の兵器を使って三十万の被爆者が殺された。しかも財産がすべて焼失をされてしまった。そして、生きている被爆者も実際は働く能力は低下をしていく、病勢は悪化していくという現状に思いをいたしまして、当然これは国家補償の精神にのつて被爆者対策は進めていかなければならぬ、そうした考え方には立つて提案をしているところであります。

○山本(政)委員 そうしますと、たいへん皮肉な質問になりますけれども、提案者が先ほど大臣に御質問なされたときに、被爆者の援護というの

公明、民社野三党で提案をされました。これは昭和四十三年以前に社会党的ほうで一度法案を提

案した。その後四十三年に十二項目にわたって附帯決議をしまして、そして今日に至つた。この援護法は附帯決議の趣旨を体して実はつくれたものと思うわけですが、三党提案での法案が出されたという意義について、提案者のほうからひとつ簡単でいいですから御説明いただきたいと思います。

○中村(重)委員 先ほどの大臣に対する質問の中では、きょうの大臣の答弁、そういうことを十分してもらつてその審議に当たつてもらう、こうしたことだけのことであります。したがつて、重い

三千円支給されておる。それぞれ対象の病名をあげておられるわけであります。被爆者ハンドブックによつても明らかのように、両者を区別する法的根拠は何にもないわけです。ただ重いか軽いかといふことだけのことであります。したがつて、重い者はそれだけ働く能力が低下をいたしております。したがつて生活保障的な手当を支給していく必要があります。実は五万円程度支給しなければならないことだけのことであります。

○山本(政)委員 それじや中身についてちょっと、援護手当の一円と三万円の区別を……。

○中村(重)委員 これも先ほど私が質問の中で指摘したところですが、実はいまの認定被爆者に対する特別手当が一万円支給されているわけ

です。したがつて生活保障的な手当を支給していく必要があります。実は五万円程度支給しなければならないことだけのことであります。

○山本(政)委員 それじや中身についてちょっと、援護手当の一円と三万円の区別を……。

○中村(重)委員 これも先ほど私が質問の中で指摘したところですが、実はいまの認定被爆者に対する特別手当が一万円支給されているわけ

です。したがつて生活保障的な手当を支給していく必要があります。実は五万円程度支給しなければならないことだけのことであります。

○中村(重)委員 きわめて適切な御質問であります。いまの健康管理手当を支給するためには、厚生省が指定をする八つの病気になかつていいなければならないというその他の制限事項が実はあるわけです。そして初めて支給の認定を受けるわけです。それには御指摘のように期限がきめられてあるわけです。そして、病気がなおらぬでもその期限がきたら再度また認定申請をしなければならないことになる。ところが、それは届け

和記念公園で行なわれました原爆死没者の慰靈式、平和祈念式典に参列されました。しかし、あと新広島ホテルで記者会見をされたわけですが、そのとき大臣は「原爆特別措置法には所得制限などワクが多いが、さらに一步前進するようしたい。所得制限を緩和し、健康管理手当などを支給年齢の引き下げも考えたい。」というふうにお話ををおられます。

〔委員長退席、増岡委員長代理着席〕

今回の法改正によりまして、健康管理手当の年齢制限を六十五歳から六十歳に引き下げたわけでござりますが、この所得制限につきましては、今回改訂では何も触れていないのです。広島の市民並びに長崎における被爆者の皆さんに對してはどのようにこの点お考えになりますか。説明をいただきたいと思います。

○内田国務大臣 昨年の八月六日に広島に参りましたが、私も感觸を深くするものがございました。地元の方々からいろいろ御要請がございました際に、私の心にひそむことを申し述べたのであります。私が心にひそむことを申し述べたのであります。私が心にひそむことを申し述べたのであります。

所得制限のほうでございますが、これは古川さんも御承知のように、所得制限にはやり方が二通りございまして、所得が幾ら以上ある場合には支給を差しとめるという行き方と、それから所得税を幾ら以上納めているものについては支給を差しとめるという行き方と、健管手当に対する所得制限はあとのはうの税額制限でてきております。でありますから、たしか現在税額制限が二万九千二百円でございましたが、それくらい以上税金を納めている方につきましては健管手当の支給が停止されるわけでございますが、今回この二万九千二百円を上げるのを待つことなく、所得税法の改訂を行なわれまして、したがって二万九千二百円の所得税を納め

る方は、所得について申しますと、昨年八月の所得よりもかなり引き上げられたというような結果になりました。したがって今回の場合はそれをもって一応対処をいたす。しかし私は、この所得税の課税最低限等が今後も引き続き引き上げられて、所得税一般が減税の方向になるかどうか、その辺との兼ね合せもございましょうが、所得制限の緩和ということにつきましては、健康管理手当の支給のたまえを生かすために、今後もさらに緩和の方向の研究をいたしてまいりたいと思うものでございます。

○古川(雅)委員 所得制限についてございますが、四十五年から所得額が百二十八万三千三百三十二円、所得税額としては二万九千二百円、この点については率直に、今回の法改正については十分に期待にこたえられなかつたということはつきり言つていただきたかったわけでございます。どうもいまの答弁では突然としないわけでござりますけれども、その点をもう一度はつづけてください。

○内田国務大臣 弁解いたすわけではございませんが、いま申しましたとおり、所得制限の緩和のしかたには、所得額でいくか、税額でいくか、こ

ういう両面があるわけであります。幸い今回の所得税法の改訂によりまして、所得税をかけられる課税最低限の引き上げ、また一定の所得に対する税金が減税になりましたために、実質的には、この二万九千二百円という税額制限がそのまま残りましても所得制限が緩和されることになつておる、こういう裏返しからの御説明を申し上げます。したが、私はそれで万事終わつたとは考へませんので、一般的な老人福祉法の六十五歳を他の制度との均衡を考慮いたしまして原案として六十歳と出し、原案が認められたわけでございます。そのように御理解いただきたい。

○古川(雅)委員 先ほど來の答弁で、六十歳に下

げておけば今後だんだん年をとつてこの中に入つてくるというような御答弁がございました。といふことは、大体六十歳を限度として今後引き下げることはないというふうに、そういう誤解を受けれるわけでございます。この年齢制限を近い将来に撤廃していくという方向に立つならば、そうした御答弁は出なかつたと思うのでございますが、今後年を追うごとに、近い将来にまた、小刻みながら、あるいは大幅に、この年齢制限をさらに引き下げていくという方向についてはいかがでござりますか。

○古川(雅)委員 健康管理手当の年齢制限のほうでございますが、これは先ほどからいろいろ質問

がございまして、答弁の趣旨はよくわかりました

が、今回六十五歳から六十歳に引き下げたわけでございます。こうした年齢制限を撤廃すべきだという趣旨でござります。

○古川(雅)委員 大蔵省に非常に弱いところでは、所得について申しますと、今年八月の所 得よりもかなり引き上げられたというような結果になりました。したがって今回の場合はそれをもって一応対処をいたす。しかし私は、この所得税の課税最低限等が今後も引き続き引き上げられて、所得税一般が減税の方向になるかどうか、その辺との兼ね合せもございましょうが、所得制限の緩和ということにつきましては、健康管理手当の支給のたまえを生かすために、今後もさらに緩和の方向の研究をいたしてまいりたいと思うものでございます。

○古川(雅)委員 所得制限についてございますが、四十五年から所得額が百二十八万三千三百三十二円、所得税額としては二万九千二百円、この点については率直に、今回の法改正については十分に期待にこたえられなかつたということはつきり言つていただきたかったわけでございます。どうもいまの答弁では突然としないわけでござりますけれども、その点をもう一度はつづけてください。

○内田国務大臣 弁解いたすわけではございませんが、いま申しましたとおり、所得制限の緩和のしかたには、所得額でいくか、税額でいくか、こ

ういう両面があるわけであります。幸い今回の所得税法の改訂によりまして、所得税をかけられる課税最低限の引き上げ、また一定の所得に対する税金が減税になりましたために、実質的には、この二万九千二百円という税額制限がそのまま残りましても所得制限が緩和されることになつておる、こういう裏返しからの御説明を申し上げます。したが、私はそれで万事終わつたとは考へませんので、一般的な老人福祉法の六十五歳を他の制度との均衡を考慮いたしまして原案として六十歳と出し、原案が認められたわけでございます。そのように御理解いただきたい。

○古川(雅)委員 先ほど來の答弁で、六十歳に下

げておけば今後だんだん年をとつてこの中に入つてくるというような御答弁がございました。といふことは、大体六十歳を限度として今後引き下げることはないというふうに、そういう誤解を受けれるわけでございます。この年齢制限を近い将来に撤廃していくという方向に立つならば、そうした御答弁は出なかつたと思うのでございますが、今後年を追うごとに、近い将来にまた、小刻みながら、あるいは大幅に、この年齢制限をさらに引き下げていくという方向についてはいかがでござりますか。

○内田国務大臣 実質的には古川さんのおっしゃるようなことにいたしたいと思います。ただこれ

は、大蔵大臣みずからがおっしゃつておるようですが、今回六十五歳から六十歳に引き下げたわけでござりますが、次はどこまでをその目標にして大蔵省に予算要求をしていくか、その目的とに対する期待が大きいのです。大臣は大蔵大臣に對する予算要求という点で先ほど御答弁になつたわけでござりますが、次はどこまでをその目標にして大蔵省に予算要求をしていくか、その目的とに対する期待が大きいのです。大臣は大蔵大臣が立たなければ、いまの大蔵の御答弁も非常にあいまいになつてくると思うのです。その点いかがですか、はつきりできませんか。

○内田国務大臣 これは古川さんよく御承知のように、大蔵省を攻めるにはあの手この手といろいろ手があるわけでございまして、ことしほは六十五歳を六十歳に引き下げて、九千五百人を対象に加

えることができましたが、その手ばかりで攻めるのではなくに、他のいろいろな制約をだんだん解いていくと、いうことで攻めたほうがある。あるいは金額等の制約をさらに引き下げていくというようなことをやるとか、ということをさせながら、私どもは、せつからくある制度でございますので、これを生かすようないろいろの手段をまとめて予算を組んでまいりたいと思います。

項目でオーバーいたしましたが、それでも他のものをもって充てることができます。そういうことで御了承いただきたいと思います。全体として予算をながめで、いまのような減という姿ではなく、積極的な予算を編成をするべきであるという御意見について、は、基本的にはそのようにあるべきだと考えますが、今回の予算書が事務的にそのようになつているという点は御了承を願いたいと思います。

これから被爆者がだんだんお年を召してなくなつていきますと受給対象者が減っていくわけであります。そういう点は、予算を少なくすれば済むと云ふことはなく、その分をいろいろな制限の緩和に振り向けていく、そういう積極的な姿勢をとつていただきたいと思います。

五億九千四百万という増額はかられているわけ
でござります。これによつて、九千五百人の増と
いうことにもなるわけでござりますが、その反
面、特別手当においては一億七千八百万の減、そ
れから介護手当については一億八百万の減、こう
いう数字が出ておりますけれども、一方で増額を
する、一方では受給対象者の減等によつてこうし
て減額しているわけでござります。こういう点か
ら考えますと、もう少し強烈に予算要求をして、
年齢制限の引き下げにしても、あるいは所得制限
にしても、そういう点をさらに含んで大幅に措
置すべきじやないか、このように考えるのでござ
りますけれども、いかがですか。

○滝沢政府委員 予算の内容をこまかに御指摘で
ございますが、その理由を御説明いたしますと、
特別手当並びに介護手当等は四十五年度の予算を
四十四年度に要求するときまでは理論計算的な姿
でやつてまいりましたので、実態とかけ離れて比
較的余裕のある予算が組まれておったのですが、
四十六年度の予算を編成するときには、実態に合
わせるということで処置いたしましたので、金額
が減になつておりますけれども、これは実態にほ
ぼ見合うことでござります。それから原爆の予算
は全体で運営できますので、予定した予算がそ

せつからく皆さんから御議論がありましたので、私がここで決心しまして、その審議会の中に福祉部会といいますか、援護部会といいますか、そういうのを設けていただいて、そこで医療の問題あるいは患者の認定というような問題だけではなく、より広くより高い問題をも検討してもらおうと、いうことにいたしたほうが、皆さま方のお考えにも沿うし、また現地の方々も納得をしていただけるのではないかと思います。ことに古川先生、中村先生等は、広島なり長崎なりでこういう問題につきましては、ふだん一番お感じになつていらっしゃる先生方でございますので、私がここで先ほど申しましたことを実行するにつきましては、まだいろいろ御意見も聞かしていただき、そういう部会もつくるようないたしたいと考えます。

○古川(雅)委員　被爆者の援護審議会あるいは対策審議会、この点につきましては、地元の被爆者の皆さんも非常に期待しているわけでございまして、特に生活の裏づけといった点の検討をここに大きく期待を持っているわけでございます。先ほど大臣が、その点については十分配慮を加えるしいうふうにお答えになつておりますし、いま申上げましたとおり、医療審議会の中に援護部会を

○古川（雅委員）次に、これは広島並びに長崎市民の市民感情であると思いますが、例年の平和祈念式典、また原爆被爆者の慰靈式に一国の総理が参加するということを非常に期待している向きがございます。その点について先日来いろいろ新聞をにぎわしたわけでございます。大臣が昨年列席されたときに、総理が出席されれば一番いいだらうという意味のことをおっしゃっておりまして、また総理代理として厚生大臣がおもむかれたということは、これは被爆者対策のためには私が一番適任だというふうにもおっしゃっておりますが、いずれにいたしましても、総理の列席ということを市民が非常に待ち望んでいるわけでございまます。去年は外国の賓客が来ているというような形で列席できませんでした。厚生大臣が広島からお帰りになつて総理にいろいろ報告をされた中で、来年すなわちことしになりますが、何としてもそういう要望を当然されたと思いますが、厚生大臣の責任において、昨年広島の平和祈念式典に列席をされたその実感から、ことしは何としても総理に出席を求める、責任をもつて出席させるといふうにお考えかどうか、その点、総理との間であります。

のになつて、さつきからも皆さんからねりからねりを受けてはいるようだ。何でも審議会が動かなければ、動かせないようなことになつては困りますが、私自身が政治家であり、また大臣として行政の地位に立っておりますので、私自身が世論に耳を傾けて、そうして前進をさせるべきものは前進をさせねばならない。うがいいと思うこともあるので、あの際御希望がありましたけれども、審議会の改組、新しい審議会をつくるということだけが万能ではないとも思います、こういう意味でございます。

そこで、せっかくの御要請でございましたの重ねましたけれども、審議会の改組ということにつきましては、先ほど中村先生にもお答えいたしましたような考え方がないと関連する問題もございまして、むずかしいとも思ひますので、きよ

中でさらに検討を前進させていくということと同時に、そのあとで近い将来に援護審議会の結成に向かって努力をしていく。その方向で進めていくというふうに理解をさせていただきたいと思いま
すが、よろしくお聞かせください。

○内田国務大臣 そこまではきょうの段階で私は申し上げてもいいわけございません。しかし野党三党から今回のような法律案もお出しになられてい
る事態でございますので、こういうことは私は心にとめまして、一つの国民的意識の前進だと
も思いますので、この野党提案の法案が全くな
かつたというようならつもりでやるつもりもござ
いませんし、ことばどおり前向きでいろいろ積み上
げてまいるというこれまで申し上げ得ると思いま

どういうお話し合いをなさっているか、御報告願いたいと思います。

○内田国務大臣 私から総理を出席させるという旨明はなかなか出しがたいわけでございますが、當時総理に来てほしいというような声がいろいろの方面から伝わっておつた次第もございますので、私といたしましても、いまの御要望をあらためてさらに総理にお伝えはいたしたいと思いま

す。

○古川(雅)委員 ことしの式典に総理を出席させて初めて昨年厚生大臣にわざわざ広島までおいでいただきいた価値があると思います。期待して待っておりますので、ひとつよろしくお願ひいたします。すぐ近くでございますので、長崎のほうもよろしくお願ひいたします。

局長にお伺いいたします。これは個々の問題になりますが、先ほども出たのですけれども、葬祭料が出てるわけであります。数としては非常に少ないわけでございますが、これを遡及して給付すべきじやないかという要望が非常に強いわけになります。これは何年にさかのぼってという点でいろいろ技術的な問題があると思いますが、まず基本的にはいかがですか。

○滝沢政府委員 葬祭料が特別措置法の中には設けられますときにいろいろ議論があつたようですが、これが何年にさかのぼってという点でいろいろの健康状態というようなことが多いのでございまして、精神的な不安健康の上に非常に不安な気持ち、現実にも不安な健康状態といふことがあります。過去の死没者に葬祭料を支給するということになりますと、先ほど来大臣から御答弁がございましたように多少でも安らぎの寄与をするというようなことで、この制度を特別措置法の中に取り入れたといふことになつておるわけでございます。過去の死没者に葬祭料を支給するということになりますと、先ほど来大臣から御答弁がございましたような、国家補償的な用意金の性格のものとの関連も出てまいりるというようなことがござりますので、現行の葬祭料をさかのぼって支給するということについてましては、きわめて困難な問題であるといふように理解いたしております。

○古川(雅)委員 非常に困難であるということでございますが、これは被爆者の非常に強い要望でございますので、多少なりとも理論的に支障がないならば、この点は非常に強力に過去に遡及する

方面に踏み切つていただきたいというように要望いたしたいと思います。大臣といたしましては、最近小さく生んで大きく育てるという、非常に大臣の性格を物語るキャッチフレーズになつております。この葬祭料の遡及について、一部には昭和三十二年にさかのぼつてというような具体的な形で要望が出てますけれども、小さく生むという点では一年でも二年でもさかのぼつてといふところから、この点についてスタートをさせていくという意図はございませんでしょうか。

○内田国務大臣 いま局長からお答えをいたした

とおりで、非常にむずかしい問題でござりますが、研究はさせていただきたいと思います。

○古川(雅)委員 それは実現の可能性があるといふ意味で御検討いただくのでござりますか。

○内田国務大臣 私は、遺情なことを言うようなことになつてお答えしにくいのでございますが、現状においては、金額の多寡ということよりも、事柄が非常にむずかしい事柄である、したがつて可能なものが充実をしていくこゝ、積み上げていくこゝ、こういう気持ちでおるわけでございます。

○古川(雅)委員 実現がむずかしいという一つの背景には、全体の実態がつかみにくいというよう

なこともあります。これは、過去にもいろいろな形で調査が進められてきたわけでございま

すので、それに着目いたしまして、精神的な不安

と関係があるかといふようなことも含めまして研

究がなされております。結論といたしましては、

一月に全国的な基本調査と、それから健康、生活

両面にわたる調査をいたしまして、そのうち健康、生活の面について、四十二年にそれぞれ二回に分けまして調査の結果の概要を発表いたし、もう一つ、入院患者のこまかい問題について発表がおくれておることで御指摘があつたのでございま

す。

それから、ただいま四十五年、四十六年と、二年になりまして広島及び長崎におきまして、被炎状況の復元調査というものを実施いたしております。これによって死没というような状態がどうあるかという実態もつかむことができますけれども、その実態がつかめるつかめないということと、葬祭料問題とは、先ほど来御答弁申し上げたような性格論につながりますが、実態としては、

復元調査の結果は、三キロ以内の範囲が大体四十七年度一ぱいぐらいには、現地の広島、長崎でそれぞれつかめるかというふうに期待いたしております。

○古川(雅)委員 調査ということでお伺いしたので、もう一つお伺いいたします。

先ほどございましたが、二世、三世に対する影響についての調査研究、子供さん、お孫さんに対する影響の調査研究ですね、この点はいまどんの程度進んでいるのか、それに対する措置として考えられるようなものを検討する段階に達しているかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○滝沢政府委員 一世、二世、三世というか、從来、当時の被爆者の子供に対する影響という問題につ

いては、各方面で実は研究がございまして、ABC Cとわが國立予防衛生研究所との共同におきまして、原爆被爆者の二世における白血病に関する研究について、死亡標本の五万三千人の解剖の問題と、それから三十八年までに出生いたしました十六万三千人の子供たちにどういうふうに両親の被爆状況が影響し、その間に発生した病気と白血病について、死亡標本の五万三千人の解剖の問題

できません。

それから、先ほど答弁の中で一つ例に引きまして、遺伝に最も関係の深い染色体の異常が原爆の二世に発見されたという報道がございました。その中身を検討してみますと、その発生の度合いは、一般日本国民の染色体異常を発見する度合いとほとんど差がないというようなことを含めて、総合的には結論として出しております。

以上申し上げたような研究の段階から申しまして、現在被爆二世に放射能の影響が明らかに及んでおるという研究成果は、いまのところ出ておりませんので、この問題につきましては、もちろん

新たな研究の見解等が出来ますれば、それにそれぞれこまかく対処してまいりたいというふうに考えておりますけれども、現段階におきましては、そ

ういうような根拠に基づきまして具体的な対策といたものについては検討いたしておりません。それぞれこまかく対処してまいりたいというふうに考えておりますけれども、現段階におきましては、そ

ういうようないわゆる特徴的なものも当然あると思

います。そういうことを含めまして、被爆者の実態調査、それからいまお伺いしました二世、三世に対する影響の調査、被爆者の疾病状況の調査、

その二世、三世に対する影響の調査が必要になつてくる

と思います。これは非常に大事な問題であります

が、四十六年度の予算で見ますと、予算書では原

ら原爆症の調査研究費が四百万円、国から支出

されていますけれども、これで一体どれだけの調査研究が行なわれるのか、非常に私隠間に思うわけでございま

す。

広島、長崎等の地方自治体においても、いま

かなりの財政の負担をしながらこうした実態調査

に取り組もうとしておりますけれども、国として

あまりにこれは消極的なんじやないかというよう

に考えられるわけですが、いかがですか。どれほ

どの調査になるのか。

○滝沢政府委員 いま先生のお尋ねの実態調査、

○滝沢政府委員 確かに、御指摘のようになります。その認定という手続の問題は、先ほどお答えしましたように、いろいろこのよなパンフレット類で支出しするというたてまえ上、どうしても法令ある場合はいたしておりますけれども、やはり公費を支出するといふたてまえ上、どうしても法令ある場合は省令等によりましてこまかい様式が規定されてしまふわけですが、この点確かにこまかい。かわってこれを処理するような、あるいは相談事業というよなものの強化というものを考えませんと、この点については、われわれとしても具体的には今後考慮してまいりつもりであります。

それから、審議会が現在少なくとも毎月開くと

いうことが私は一応の望ましい姿であるというふうに考えておりますけれども、現状の申請件数や

ら委員の方々の御都合やらで、おおむね一月半な

いしは二月に一回というよな開催になります。

そうしますと、申請を受け付けて審議にかけるの

に、本人の健康状態の申請内容の要旨を全部一覧表に印刷しまして事務当局が整理するわけでござります。

そういうために要する日時、それから申請と審議との間の期間、したがって、申請を出し

い場合は、人員が多くは多いなりにまた問題が多いの

果等について、出す前にお互いにまた資料の再調査等をいたしますと、中には半年近くかかる、早

いのでも三月程度で実際の手続が終了しておるとい

うよな点で、御指摘のよう、この問題は事務手続の省略をすることのむずかしさと同時に、

これを簡便にやることのまたむずかしさがござい

ます。最近は特に注意いたして事務処理をいたして

おります。

○古川(雅)委員 御承知のとおり、原爆後遺症と

いうのはある日突然襲ってくる。措置に對して非

常に急を要する病氣でございます。何とかその点

ままで御説明のまま伺つてみるとやむを得な

いということになつてしまいますが、スピードアップをはかれないものか、厳重にひとつ検討をいたさきたいと思います。

時間がございませんので急ぎますけれども、広島、長崎等においては比較的こうした医療機関に恵まれている、一応そういうえますけれども、全国各地にわたりますとこれが十分ではない。さらにいか等に行きますと、非常にそういう不満を聞か

くわけがありますが、もっと健診等において親切に見てもらいたい、下寧に見てもらいたいと

いう要望が非常に強いわけでございます。何かこ

の点について政府として片手落ちがあるのでな

いか。被爆者に対する健診のきめのこまかさ

ということを強く要望されておるわけでございま

す。この点について御所見いかがでございま

す。

○滝沢政府委員 御指摘のように、各県によつて被爆者の現在登録されておる特別、一般を含めま

して最低は秋田県の二十六名というのから、もちろん広島、長崎のようにたくさんあるところがござります。

したがつて、御指摘のようなそれぞれ

の県における実態、お世話をしたというのには、人員が多くは多いなりにまた問題が多いの

で、どうやら対応できてるかもしませんが、これから関東地区におきまして、東京の七千名等の原爆症を考えまして、一つの法人の団体が保養所等の設置について計画がございますが、これにつきましても内容を、十分健全な経営ができるといふようなことを確認しますれば、この問題に対し積極的に応援をしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○内田国務大臣 古川さんの原爆被爆者に対する

あたたかいお気持ち、私ども政府にもよく通じるもののがございます。ことに戦後二十五年を経ま

して、被爆者の方々がだんだんお年を召してまい

られますので、いまお心づかいのことにつきま

しては、私ども十分配慮をいたしてまいる所存で

あります。

○増岡委員長代理 この際、暫時休憩いたします

す。本会議散会後再開いたします。

午後一時五十九分休憩

↓

○古川(雅)委員 最後に伺ひました。

被爆者が今後次第に老齢化していくわけでござります。長崎、広島におきましては、いわゆる

原爆孤老の特別養護ホームができただけでござ

りますが、収容能力から見ると、まだ非常に少ない

わけございまして、今後さらにこうした施設を

拡充していくあるいは増設をしていくという計画をお持ちであるかどうか。さらに、全国的にこうした特別養護ホームあるいは老人ホーム等において、原爆被爆者の老人を優先的に取り扱っていくような措置をお考へてあるかどうか、この点を最後にお伺ひをいたしたいと思います。いずれにいたしましても、現地においてさらに被爆者対策が強力に前進をすることを希望いたしました。

○滝沢政府委員 養護老人ホーム等につきましては、広島、長崎百五十名ずつの施設でございまして、これから十分ではないということに考へますので、地元の御希望等勘案いたしまして、従来どおりこれが対策に積極的に対応してまいりたい。それで、これで十分ではないということに考へますので、地元の御希望等勘案いたしまして、従来どおりこれが対策に積極的に対応してまいりたい。それから関東地区におきまして、東京の七千名等の原爆症を考えまして、一つの法人の団体が保養所等の設置について計画がございますが、これにつきましても内容を、十分健全な経営ができるといふようなことを確認しますれば、この問題に対し積極的に応援をしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○内田国務大臣 古川さんの原爆被爆者に対する

あたたかいお気持ち、私ども政府にもよく通じるもののがございます。ことに戦後二十五年を経まして、被爆者の方々がだんだんお年を召してまい

られますので、いまお心づかいのことにつきましては、私ども十分配慮をいたしてまいる所存で

あります。

○内田国務大臣 古川さんの原爆被爆者に対する

あたたかいお気持ち、私ども政府にもよく通じるもののがございます。ことに戦後二十五年を経まして、被爆者の方々がだんだんお年を召してまい

られますので、いまお心づかいのことにつきましては、私ども十分配慮をいたしてまいる所存で

あります。

○増岡委員長代理 この際、暫時休憩いたします

す。本会議散会後再開いたします。

午後一時五十九分休憩

↓

○古川(雅)委員 最後に伺ひました。

被爆者が今後次第に老齢化していくわけでござ

ります。長崎、広島におきましては、いわゆる

原爆孤老の特別養護ホームができただけでござ

りますが、収容能力から見ると、まだ非常に少

いわけございまして、今後さらにこうした施設を

拡充していくあるいは増設をしていくという

計画をお持ちであるかどうか。さらに、全国的にこう

した特別養護ホームあるいは老人ホーム等において、原爆被爆者の老人を優先的に取り扱っていく

ような措置をお考へてあるかどうか、この

点を最後にお伺ひをいたしたいと思います。いず

れにいたしましても、現地においてさらに被爆者

対策が強力に前進をすることを希望いたしました

て、私の質問を終わります。

○滝沢政府委員 養護老人ホーム等につきましては、広島、長崎百五十名ずつの施設でございまして、これから十分ではないということに考へますので、地元の御希望等勘案いたしまして、従来どおりこれが対策に積極的に対応してまいりたい。それから関東地区におきまして、東京の七千名等の原爆症を考えまして、一つの法人の団体が保養所等の設置について計画がございますが、これにつきましても内容を、十分健全な経営ができるといふようなことを確認しますれば、この問題に対し積極的に応援をしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○内田国務大臣 古川さんの原爆被爆者に対する

あたたかいお気持ち、私ども政府にもよく通じるもののがございます。ことに戦後二十五年を経まして、被爆者の方々がだんだんお年を召してまい

られますので、いまお心づかいのことにつきましては、私ども十分配慮をいたしてまいる所存で

あります。

○増岡委員長代理 この際、暫時休憩いたします

す。本会議散会後再開いたします。

午後一時五十九分休憩

↓

○古川(雅)委員 最後に伺ひました。

被爆者が今後次第に老齢化していくわけでござ

ります。長崎、広島におきましては、いわゆる

原爆孤老の特別養護ホームができただけでござ

りますが、収容能力から見ると、まだ非常に少

いわけございまして、今後さらにこうした施設を

拡充していくあるいは増設をしていくという

計画をお持ちであるかどうか。さらに、全国的にこう

した特別養護ホームあるいは老人ホーム等において、原爆被爆者の老人を優先的に取り扱っていく

ような措置をお考へてあるかどうか、この

点を最後にお伺ひをいたしたいと思います。いず

れにいたしましても、現地においてさらに被爆者

対策が強力に前進をすることを希望いたしました

て、私の質問を終わります。

○滝沢政府委員 養護老人ホーム等につきましては、広島、長崎百五十名ずつの施設でございまして、これから十分ではないということに考へますので、地元の御希望等勘案いたしまして、従来どおりこれが対策に積極的に対応してまいりたい。それから関東地区におきまして、東京の七千名等の原爆症を考えまして、一つの法人の団体が保養所等の設置について計画がございますが、これにつきましても内容を、十分健全な経営ができるといふようなことを確認しますれば、この問題に対し積極的に応援をしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○内田国務大臣 古川さんの原爆被爆者に対する

あたたかいお気持ち、私ども政府にもよく通じるもののがございます。ことに戦後二十五年を経まして、被爆者の方々がだんだんお年を召してまい

られますので、いまお心づかいのことにつきましては、私ども十分配慮をいたしてまいる所存で

あります。

○増岡委員長代理 この際、暫時休憩いたします

す。本会議散会後再開いたします。

午後一時五十九分休憩

↓

○古川(雅)委員 最後に伺ひました。

被爆者が今後次第に老齢化していくわけでござ

ります。長崎、広島におきましては、いわゆる

原爆孤老の特別養護ホームができただけでござ

りますが、収容能力から見ると、まだ非常に少

いわけございまして、今後さらにこうした施設を

拡充していくあるいは増設をしていくという

計画をお持ちであるかどうか。さらに、全国的にこう

した特別養護ホームあるいは老人ホーム等において、原爆被爆者の老人を優先的に取り扱っていく

ような措置をお考へてあるかどうか、この

点を最後にお伺ひをいたしたいと思います。いず

れにいたしましても、現地においてさらに被爆者

対策が強力に前進をすることを希望いたしました

て、私の質問を終わります。

○滝沢政府委員 養護老人ホーム等につきましては、広島、長崎百五十名ずつの施設でございまして、これから十分ではないということに考へますので、地元の御希望等勘案いたしまして、従来どおりこれが対策に積極的に対応してまいりたい。それから関東地区におきまして、東京の七千名等の原爆症を考えまして、一つの法人の団体が保養所等の設置について計画がございますが、これにつきましても内容を、十分健全な経営ができるといふようなことを確認しますれば、この問題に対し積極的に応援をしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○内田国務大臣 古川さんの原爆被爆者に対する

あたたかいお気持ち、私ども政府にもよく通じるもののがございます。ことに戦後二十五年を経まして、被爆者の方々がだんだんお年を召してまい

られますので、いまお心づかいのことにつきましては、私ども十分配慮をいたしてまいる所存で

あります。

○増岡委員長代理 この際、暫時休憩いたします

す。本会議散会後再開いたします。

午後一時五十九分休憩

↓

○古川(雅)委員 最後に伺ひました。

被爆者が今後次第に老齢化していくわけでござ

ります。長崎、広島におきましては、いわゆる

原爆孤老の特別養護ホームができただけでござ

りますが、収容能力から見ると、まだ非常に少

いわけございまして、今後さらにこうした施設を

拡充していくあるいは増設をしていくという

計画をお持ちであるかどうか。さらに、全国的にこう

した特別養護ホームあるいは老人ホーム等において、原爆被爆者の老人を優先的に取り扱っていく

ような措置をお考へてあるかどうか、この

点を最後にお伺ひをいたしたいと思います。いず

れにいたしましても、現地においてさらに被爆者

対策が強力に前進をすることを希望いたしました

て、私の質問を終わります。

○滝沢政府委員 養護老人ホーム等につきましては、広島、長崎百五十名ずつの施設でございまして、これから十分ではないということに考へますので、地元の御希望等勘案いたしまして、従来どおりこれが対策に積極的に対応してまいりたい。それから関東地区におきまして、東京の七千名等の原爆症を考えまして、一つの法人の団体が保養所等の設置について計画がございますが、これにつきましても内容を、十分健全な経営ができるといふようなことを確認しますれば、この問題に対し積極的に応援をしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○内田国務大臣 古川さんの原爆被爆者に対する

あたたかいお気持ち、私ども政府にもよく通じるもののがございます。ことに戦後二十五年を経まして、被爆者の方々がだんだんお年を召してまい

られますので、いまお心づかいのことにつきましては、私ども十分配慮をいたしてまいる所存で

あります。

○増岡委員長代理 この際、暫時休憩いたします

す。本会議散会後再開いたします。

午後一時五十九分休憩

↓

○古川(雅)委員 最後に伺ひました。

被爆者が今後次第に老齢化していくわけでござ

ります。長崎、広島におきましては、いわゆる

原爆孤老の特別養護ホームができただけでござ

りますが、収容能力から見ると、まだ非常に少

いわけございまして、今後さらにこうした施設を

拡充していくあるいは増設をしていくという

計画をお持ちであるかどうか。さらに、全国的にこう

した特別養護ホームあるいは老人ホーム等において、原爆被爆者の老人を優先的に取り扱っていく

ような措置をお考へてあるかどうか、この

点を最後にお伺ひをいたしたいと思います。いず

れにいたしましても、現地においてさらに被爆者

対策が強力に前進をすることを希望いたしました

て、私の質問を終わります。

○滝沢政府委員 養護老人ホーム等につきましては、広島、長崎百五十名ずつの施設でございまして、これから十分ではないということに考へますので、地元の御希望等勘案いたしまして、従来どおりこれが対策に積極的に対応してまいりたい。それから関東地区におきまして、東京の七千名等の原爆症を考えまして、一つの法人の団体が保養所等の設置について計画がございますが、これにつきましても内容を、十分健全な経営ができるといふようなことを確認しますれば、この問題に対し積極的に応援をしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○内田国務大臣 古川さんの原爆被爆者に対する

あたたかいお気持ち、私ども政府にもよく通じるもののがございます。ことに戦後二十五年を経まして、被爆者の方々がだんだんお年を召してまい

られますので、いまお心づかいのことにつきましては、私ども十分配慮をいたしてまいる所存で

あります。

○増岡委員長代理 この際、暫時休憩いたします

す。本会議散会後再開いたします。

午後一時五十九分休憩

↓

○古川(雅)委員 最後に伺ひました。

被爆者が今後次第に老齢化していくわけでござ

ります。長崎、広島におきましては、いわゆる

原爆孤老の特別養護ホームができただけでござ

りますが、収容能力から見ると、まだ非常に少

いわけございまして、今後さらにこうした施設を

拡充していくあるいは増設をしていくという

計画をお持ちであるかどうか。さらに、全国的にこう

した特別養護ホームあるいは老人ホーム等において、原爆被爆者の老人を優先的に取り扱っていく

ような措置をお考へてあるかどうか、この

点を最後にお伺ひをいたしたいと思います。いず

れにいたしましても、現地においてさらに被爆者

対策が強力に前進をすることを希望いたしました

て、私の質問を終わります。

○滝沢政府委員 養護老人ホーム等につきましては、広島、長崎百五十名ずつの施設でございまして、これから十分ではないということに考へますので、地元の御希望等勘案いたしまして、従来どおりこれが対策に積極的に対応してまいりたい。それから関東地区におきまして、東京の七千名等の原爆症を考えまして、一つの法人の団体が保養所等の設置について計画がございますが、これにつきましても内容を、十分健全な経営ができるといふようなことを確認しますれば、この問題に対し積極的に応援をしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○内田国務大臣 古川さんの原爆被爆者に対する

あたたかいお気持ち、私ども政府にもよく通じるもののがございます。ことに戦後二十五年を経まして、被爆者の方々がだんだんお年を召してまい

られますので、いまお心づかいのことにつきましては、私ども十分配慮をいたしてまいる所存で

あります。

○増岡委員長代理 この際、暫時休憩いたします

す。本会議散会後再開いたします。

午後一時五十九分休憩

家族がするのかあるいは他人を雇つてするのかと
いうことによつて多少金額は違いますけれども、
少なくともそういう人たちを必要とするために漬
すということであるなら、そのために必要とする
経費はふえてくるわけですね。だからこれは当然
物価なり生計費の上昇に伴つてそういうものは引
き上げていくべきではなかろうかと思うのですが、
が、その辺の見解についてお伺いしたいのでござ
ります。

○**滝沢政府委員** 御指摘の介護料等につきまして
も、確かに社会の実態から申しますと、二十日以
上の一万円という限度額が十分であるとはわれわれ
も率直に申して思つておりますが、鉱山の爆
発事故などによる一酸化炭素事故患者などの介護
料、そのほか諸制度の介護料がこの額で四十六年
度一応スタートするようなかつこうになつております
まして、これはやはり厚生省全体としてこの問題
に対処しなければならぬと思います。われわれは
決してほかが低いから低くていいとは思つております
ません。できるだけ原爆の実態に合わせましてそ
の問題に対処していくという気持ちであります。

○**西田委員** 対処する気持ちでおるならば、これ
は数字になつてあらわれてこなければいかぬわけ
でしよう。それを出さなかつたということは、そ
うすると厚生省としては、これでいまのところは
十分だといふうに考えたから改正しなかつたの
か、あるいは厚生省としてそれよりほかに重点政
策があつたから、そのほうに費用を必要とするの
とは知っていますよ。知っていますけれども、原
子爆弾を受けた人は非常におつかなびっくり、毎
日がたいへんなのだ。私の女房が実際に二次放射
能を受けておるわけなのです。そして二人目の子
供ができますときには、貧血を起こすわ、からだに
発しんができるわ、びっくりして日赤病院に連れ
ていったのです。いろいろ事情を話したところが

で、いろいろ精密検査も受けました。幸いにしてそういう症状は出ていなかった。しかしあるかわらないから手帳を交付してやるうかといふ、院長から話があつたのです。しかし私はそこまでしてもらわなくともいいのじやないかということでお断わりしているわけですが、やはりそういう心配はあるのです。ですから、二次放射能でそういう低いものを基準にしてものを考えるのであるわけですね。二十六年になんなんとしておるわけですね。それは一酸化中毒も低過ぎる、はなしに、実際にそういう気持ちで考えなければ、私は被爆者に対しても申しわけない。しかも広島と長崎という限定された地域に落とされた、しかも世界初めて落とされた、そのあとビキニ環礁等による被爆者もおられますけれども、戦争という、爆弾という形において受けた人は世界で広島と長崎におつた人たちだけしかないのでありますからもとそれは、そういう点においてあたたかい施策があつてしかるべきではないかと思うのです。原爆を受けた人はケロイドを——最近ではそういう人は少なくなつてまいりましたけれども、やはり人に見せるのを非常にいやがるわけです。そういう人たちの気持ちになれば、これは十分過ぎるほどしたって決して私は行き過ぎるということは、手当での過保護ということはないと思ふのです。したがつて、そういう観點からお伺いしておるわけですが、もう一回大臣から。

にやつてしまひました。

ところで、御承知のように、この特別措置法によりまするいろいろの手当のうちで、一番広く恩恵を受けておりますのは健康管理手当でござります。約二万人弱の方々がこの手当を受けておられるわけでありますので、この健康管理手当といふものについての改正は、一番大きな関心事として最近まで表明をされてまいりました。できますなら、健健康理手当の支給のしほりをいろいろはかっておりますのをやめてしまつていうようなことができれば一番いいわけでございますが、一気にそれもできませんので、一番関心が多くて、これを手直しすることによりまして一番恩恵を受けることが広い方法といたしまして、今回、健康管理手当を受ける資格者のうち、六十五歳制限というものを六十歳制限に引き上げました。これによりまして約九千五百人の方々つまり現在健健康理手当を受けておられる方が五割くらい増加をすることになるわけでありまして、ことはは適当ではありますけれども、一番受益者の範囲が広くなるということですでそういう制約を広げることをいたしました。

ただし御指摘のよう金額は据え置きでござります。しかし私どもこれら金額、これは管理手当のみではありません、その他の手当につきましても、やれ物価の上昇とか、あるいは国民生活全体の生活水準の上昇とか、あるいは社会福祉、社会保障そのものに対する国民意識の高揚というようなものございますので、そういう点を十分心にとめまして、遠い将来ではなくて、今後引き続いて御指摘のような点についての改善をはかつてまいりたいと考えております。

○西田委員 九千五百人と言わされましたですね。そうすると、現在被爆者として登録されているは何人ですか。

○瀧沢政府委員 特別被爆者が約二十八万人、それから一般被爆者が五万人で、三十三万くらいが一番最近の数字でござります。

○遠沢政府委員　当初は爆心地から二キロ以内というような非常に放射能の影響の強い地域を指定しましたして対策というものを考えたのでございますが、その後三キロに広げ、なお風向きあるいは地形等による影響の強いところに地域を拡大しまして特別被爆者の設定をしたのでございますが、さらに原爆の投下の日から三日以内に広島市、長崎市に入市した者もこの対象とする、あるいは二週間以内に入った者も一般被爆者として健康管理の手当をお渡しする、こういうふうに広がりましたので、入市した実態から申しますとかなりまだ潜在的に、そういうえばわしもその範囲に入る立場にあつたというような人も含めまして、必ずしもこれで以上終わりであるという状態ではない。したがつて、年々この対策の単価も上がりますけれども、それを受けようとする人の数も年々ふえておりまして、予算全体が膨張している、こういう実態でございます。

○西田委員　ちょっと横道へ派生して質問しますたけれども、そうするといわゆる一般被爆者、特別被爆者を含めて三十三万のうち、この健康管理手当をもらっている人は何人ですか。

○遠沢政府委員　この対策以前の六十五歳までの制限では、そのほか身障者とか、母子世帯とか制限がございますが、ただいま約二万二千くらいでございます。今度の対策で九千五百が入りますので三万二千くらいになりますて、予算額で約三億四千万の増加になります。

○西田委員　三億ほどの増加ですね。微々たるものだ、実際に被爆をした人たちから見れば、ここにも、広島県、長崎県——お持ちだらうと思うのですけれども、各知事、県会議長、市長、市会議長、この人たちから幾つかの要望がなされておるわけですね。これを広げてみましても、やはり相当な苦情が並べられておるわけなのです。したがつて

ております。それが国民年金の福祉年金になりますと、本人の所得制限は四人家族で九十八万、それが配偶者、扶養義務者等の所得制限をとるとすると百五十四万という形に今回なる。先ほどの児童手当は一応案としては二百万ということです。

二百万というような形になつております。この点につきましては、われわれも予算要求にあたりまして、二万九千二百円という所得税額で、税法の改正等によつてある程度、それが反映される、こういう期待もございましたが、率直に申しまして国民年金がこのような改善がなされたとすれば、われわれのほうは一年おくれてしまったという気持ちでございまして、来年はどうしても追いかけなければならぬ、率直に申してこういう気持ちでございます。

○西田委員 それはまことに正直にお答えいただきまして、来年はひとつ思い切つて大幅引き上げをしていただきたいと思います。

それから、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律施行令の第一条第二項の中で特別手当の支給の制限を「法第三条第一項に規定する所得の額が、三万七千円をこえるときは特別手当の全部について、三万七千円以下であるときはその二分の一について行なう」ということになつてゐるわけですが、これは具体的にいうとどういうことになるか。

○滝沢政府委員 この特別手当は一応認定患者に支給される形のものでございまして、一応一般的な健康管理手当と違いまして、認定患者の場合、栄養の補給その他かなり生活の面に即した費用として考へておられる面がござります。そこで二万九千二百円という一般的な他の手当までは一万円出されけれども、その上三万七千円という数字になりましたときは一応五千円、半額です。そこまでは出す。三万七千をオーバーすればこれは支給対象にしない、こういう取引きでござります。

○西田委員 そうすると、これは税金とのかね合

いことになつてゐるわけです。だから、税金をよけい払つてゐる者は手当が少なくなるといふことになるわけですか。

○滝沢政府委員 結果としてはそういうことにな

ります。

○西田委員 それはおかしいのじやないです。税金を払う、払わぬということは、被爆をしたとかいうことと関係ないのじやないです。それから認定患者として特別手当を受けている人なんです。そういう特別手当を受けている人が、それは所得があろうとなからうと、その被爆者として受けている苦しみは一緒なんですね。だからそれで制限をするということは、私は問題があると思う。したがつてこういう特別の立法をし、特別の手当で、これがないうれしいことをしているわけです。しかも先ほどから申し上げるように、わが国特有の実情なんです。そういうところで制限をするということは、私はほんとうに解せないのです。だから先ほど大臣は制限を広げると言われる。あなたもそういう答弁をされたけれども、こういうことをずっと関連して考えていくと、これは撤廃すべきだというのが私の主張なんですね。ただし、これは撤廃すべきだというものが私の主張なんですね。ただ、他の法律との関係があるといふことですか。またここで差がつていくといふことになると、やはり問題が非常に多いと思う。したがつてそうした点は特別の措置をぜひ考えていただきたい。大臣ひとつ考えてください。

○内田国務大臣 いろいろの面におきまして、

せつかくできております制度の趣旨が生かされ

ようになれば、むやみに制約が重なつて、制

度が死んでしまつておることはいけないと

あります。今日この二つを一本にするという意味

は、今回野党三党の共同で提案をせられましたよ

うに、援護法的なものにするということを意味す

ることにもなると私は思いますが、原爆被

爆者に対する対策を援護法的なもの、すなはち国

家補償、戦争の犠牲者として国がこれを償い補う

という、たとえば戦傷病者戦没者遺族等援護法的

なものにするということに踏み切らないと、形だけ一

本にいたすのでは問題が残るわけでござりますの

で、正直に申しましてその踏み切りがつかない状

態でございます。でござりますので、先ほど他の

委員の皆さま方から同様の御趣旨の御質問の際に

幸い、この医療審議会の法律を読んでみます

と「医療等」に関する重要施策などござりますの

で、その「等」を生かしまして、福祉部会とい

う機能を持たせた部会を設けることを検討した

い。そうでないと医療等の審議会でなしにただ

くるであろうということで審議会がある。しか

し、そうなれば措置法のほうにも審議会があつて

かかるべきだと思う。したがつて法律を一本にし

て一つの審議会でいいか、あるいは法律はいまの

場合二つに分かれているとするならば、もう一つ

のほうにも審議会を設けて、そしてそれらの対策

について広く学識経験者、それから市民の実際に

受けている人の代表あるいはそうしたものを作實際に治療しておられる方々、そういう人たちを網羅

して対策を立てていくというのほうが、より

効果的な対策が立てられると思うのですが、そう

した審議会を設ける意思があるかないか。それ

に治療しておられる方々、そういう人たちを網羅

して対策を立てていくというのほうが、より

効果的な対策が立てられると思うのですが、そう

した審議会を設ける意思があるかないか。それ

に治療しておられる方々、そういう人たちを網

内田國務大臣 私は四分の一世纪のことは全く存じませんが、昨年は御承知のように万国博覧会開催にあつて、外國の諸君が色々と聞

等が便されましたが、間伊から外目の事をお尋ねにならぬで、来日せられまして、総理はその虐待に寧日ないような昨年の状態では、たいへん無理だったようですが、どうぞおめでたしくお喜びください。

ても初めての原爆の投下地において、総理が謙虚な態度で、この道を歩まさるために靈を弔うことは当然のことだと思います。大臣、総理が今日まで行かなかつたというこの事実に対して、あなたはどういう気持ちになっておられるのですか。

○内田国務大臣　どうも私がなかなかお答えしがたいわけでござりますが、少なくとも私は、厚生大臣としては行くのがいい、こう大臣の職責に蘭

りみまして昨年も参ったわけあります。本年八月六日とか九日には、私の寿命がおそらくないと思ひますけれども、もありましたならば、ぜひひとつ参りたいと思うわけでございます。

ついてあなたはどう思われるかを聞いておるのであります。日本政府の名において損害請求を放棄しているのです。日本政府の総理が、それでは私のほう
が放棄しているのだから責任を持つのだ、持つ以上はなぜ明確に、あそこの地へ訪問をする、そうして靈を弔う、このことくらいはできないのですか。私が作年その話をちょっとしたときに、大半

は、言いたいことは私にもあるということをちよと漏らしておられた。私は、その言いたいことはどんなことなのか、この場で一回聞かしていただきたい。これが日本のほんとうの姿だろうか。総理がとってもおられる態度について、あなたはどう思ひますか。

○内田国務大臣 寺前さんからそのような御懇意な御発言がありましたことを、そのまま總理に私はお伝えをいたしたいと思います。

○寺前委員 謙虚に聞いてもらうことを期待して、もうこの質問は終わります。

次に、いま出されておるところの法案の関係の問題について、ひとつ詰めて聞いてみたいと思います。

健康管理手当の年齢を下げるということ、私は賛成です。しかし、せっかく下げるという問題提起されたのだつたら、いつのこと、この年齢制限というのは全面的にやめたらどうでしよう。私の手元に、これは広島市の原爆被爆者の実態調査

査を四十二年にやつた報告をいただいておりま
す。四十三年に広島の市のはうで協議会をおつく

はあなたがおっしゃるのと実質的には同じような、年齢制限を撤廃したと同じような形を持つていく方途を私は研究してみたいと思っております。

○寺前委員 私があえてこの問題を再度提起したのは、(前略)元は二、三、四、五、六回話

のは、大臣が先ほどいすれば年かいでという詰
があつたから、気になつたから言つたのです。い
ま大黒柱の年齢の段階の人をさえてあげるとい
うでござりませんか。三合利支の成程で、

う意味においては、早く年齢制限の撤廃をやるべきだ。その意味で私は提起した。大臣が先ほど言

○内田国務大臣　お尋ねの意味がたいへんよくわかりました。しかし現実にはこの制度がようやく二年ほど前に出発をいたしたばかりでございまして、せっかく考えるのだったら、いまのうちに處理をして責任を果たすようにしたらどうかという問題提起なんです。再度お聞きしたい。

で、いろいろな点から制約がかけられておるわけ

うことになりますと、実際かえってなかなかやりにくい、こういう面がございますので、私はいろいろのやり方をもちらまして、またいろいろの表現をもちまして一番いい方向に、また皆さま方のお気持ちに沿う方向に持ってまいりたいと思う苦心が実はございます。今回六十歳に下げましたのが、そろそろ一ヶ月ちょっと経つところです。

も、そのとおり大省も通してくれば、したしながら、私の方の表現はどうか気になさらないようにしていただきたいわけがありますが、ただ制限なしで出すと、こういうことに、ただいま全面的に賛成いたしますということは申し上げられませんので、制度の趣旨を生かすような方向で

○寺前委員 それじゃもう一つ、矛盾の問題として大臣にお聞きしたいと思うのです。

昨年の八月に長崎市が、原子爆弾被爆者の特定地域広大に関する要望書なるものをしておりま

す。私もばらばらっとめくってみてすぐに気がついたことですが、この特定地域と一般地域との差のあまりにも不合理な設定という問題についてです。

ぐに気がつきました。大臣、たとえば長崎の場合で調べてみますと、現在の特定地域内の認定被爆者の被爆者全体に体する割合、それを調べてみると平均一・六五%という状況になつております。認定唐者が被爆者の中でどれだけ占めているか。ところが特定地域でないのにもかかわらず、たとえば本河内町二丁目というのですか、ここは爆心地から四・五キロメートル。ところが二・一六%という認定割合。平均よりはるかに高いという実情。あるいは相生町というのですか、爆心から四・二キロメートル離れているけれども、二・九五%という非常に高い実情が出ております。東琴平町というところでも二・七九%、四・七キロ離れていた。そうすると現行のあの距離設定とは違った形で、いろいろな形の被爆の変化があるということはこれらの事実からも明らかだ。したがつて現在設定している特定地域のああいう制度はやめてしまつて、いま被爆者全体を対象にしてやつて、この被爆者全体が医療を無料にすることもできる、特定地域全体をそういう取り扱いに全面的に変えてしまわないことには、この矛盾は解決しないのではないか。あるいは地図の面から見ても明らかに、町内別設定をやつたときに矛盾が生まれている。このことを考えたときに、これは検討をする問題じやないかと思うのですが、大臣いかがでしよう。

○内田国務大臣 政府委員から補足させたほうが多いと思いますが、特別被爆者という方々をつくることによりまして御承知のようにこの特別手当なり医療手当なりあるいは健康管理手当というものを出し得るたてまえにいたしておりますし、だれでも放射線、熱線を受けた人々に対してもすべて特別措置を講ずるという仕組みになつております。そこで特別被爆者の資格を設けますために、あるいは地理的の距離制限を設け、あるいはまた時間的の尺度を設け、あるいはまたフィジカルな尺度を設けまして、でき得るだけ広く特別被爆者をつくることが私は親切なことであると思います。現に今日までも約三十二万余の熱線あるい

は放射線を受けられたいわゆる被爆者がおられるわけであります。その中で二十七、八万人の方を特別被爆者にいたしておられます。その外側におられる方は五万人程度でござりますので、このおきましても、税金を納めるような場合にも、税金を納める人と納めない人の境をつくつたり、あるいは年金を受ける場合も、年金を受ける人と受けられない人の境ができるるようだ。そういう行政上の仕組みがないと、手当などを出す場合に円滑にいかない問題もあるようでございます。そこで、いま御指摘がございましたけれども、長崎につきましては、法律改正は必要としますが、今回長崎方面からの皆さまの御要請も受けまして、爆心地から三キロ以外の地にわたりまして、御指摘のように地理的には変なかつこうになるわけですが、三十何町であつたと思ひますが、それを特別被爆地といいますか、特別被爆者となる区域に組み入れるように、法律外の政令か告示かでそういう措置をとるようにいたしております。同じことは今後実態に応じてやつてまいるほうが多いと私は考えております。

○寺前委員　局長に聞きますが、いまの大蔵の答弁で、私が言つたような地域を全部対象地域に入れちゃうということで矛盾はなくなるという意味と解釈できるのですか。

○滝沢政府委員　ただいまの具体的なパーセントでございますが、われわれ從来この問題を取り扱つてきた実態から申しますと、パーセントは、戸数がどの程度の特別被爆者なりがつて、その中からたまたま老齢になつたり、からだの条件で認定患者になるその率が、確かに地域によって取上げますと、いまおっしゃったように矛盾といえども矛盾でございますが、数字的には戸数との関係によつて率が多少高かつたり低かつたりして出でてまいります。そういう点で、特に四十六年度長崎の地域を拡大した背景には、やはり認定患者の

率が高いというような実態を踏まえて、地元の御要望も勘案して地域の拡大を決定いたしております。それで、今後御指摘のような地域がございまして、そしてその健康障害されている実態がその年齢構成その他によつて変動いたします場合には、結局実態に応じて対処してまいる、こういうことがあります。現在も、今度四十六年度設定した地域で大体もうこの特定地域の指定は終わりだというような考え方はございません。

○寺前委員 それじや大臣、さつきも言いましたように、私はむしろ被爆地全体を医療について保障するという態度で取り扱うべきだということですので、ひとつ検討を願いたいと思います。しかも現に矛盾が生まれてきている。

これで私の質問を終わりたいと思います。

○内田国務大臣 実質的にはそういうような方向で地域を広げることにいたしております。

○寺前委員 これにて内閣提出の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正いたしました。法律案についての質疑は終局いたしました。

○増岡委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党及び日本共産党を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について、その実現に努めること。

一 最近における被爆者の疾病状況にかんがみ、被爆者対策の根本的改善を促進するため、すみやかに関係者を含む原爆被爆者援護審議会を設置するなど所要の措置を講ずること。

二 認定疾病の認定に当たっては、最近の被爆者医療の実情に即応するよう検討すること。

三 特別被爆者に対する健康管理手当については、手当額の増額、支給対象の拡大及び支給条件の緩和に努めること。

四 特別手当、医療手当及び介護手当の金額を大幅に増額すること。

五 葬祭料の金額を大幅に増額するとともに、過去の死没者にも追及して支給することを検討すること。

六 各種手当の所得制限の緩和に努めること。

七 被爆時の気象、地理的条件等を考慮し、特別被爆者の範囲を合理的に拡大すること。

八 原爆死没者を含む被爆実態の調査（地方調査を含む。）を引き続き実施すること。

九 昭和四十年に政府が行なった被爆者実態調査の最終報告書をみやかに発表すること。

十 被爆者の相談に十分に応じられる態勢の充実に努め、被爆者に対する相談業務の強化を図ること。

十一 被爆者の子及び孫に対する原爆の影響については調査研究を行ない、その結果に基づいて適切な措置を講ずること。

十二 沖縄在住の原子爆弾被爆者に対する本土なみの措置を行なうこと。

十三 旧防空法による犠牲者に対し、戦争犠牲者救済の公平を確保するようすみやかに施策を講ずること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○倉成委員長 本動議について採決いたします。本動機のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○倉成委員長 起立総員。よって、本案について

は、増岡博之君外四名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣より発言を求められておりましたので、これを許します。厚生大臣内田常雄君。

○内田国務大臣 ただいま御決議をいただきました付帯事項につきましては、でき得る限りその趣旨を尊重いたしまして、これが実現のため今後ともなお一そな努力をいたしたいと存じます。

○倉成委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○倉成委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○倉成委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

勤労者財産形成促進法案審査のため、来たる三月十六日、雇用促進事業団当局より参考人として御出席願い、意見を聴取いたしたいと存じます
が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○倉成委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、参考人の人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○倉成委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○倉成委員長 次に、厚生関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

○倉成委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。

○小林(進)委員 小林進君。

私は順序なしに思いつくままに御質問いたいとと思うのですが、きょうは幸いにして深夜までもやつてよろしいというところでございますので、ゆっくりやりたいと思います。

第一には生活保護の問題でございますが、社会保障で守られる生活というのは一体どんな水準をさしておるのか、私は社会保障の最低生活の水準をひとつお聞かせをいただきたいと思います。

○内田国務大臣 理想といいたしましては、憲法二十五条にござりますように、健康にして文化的な生活が営めるところを社会保障の水準に考えるべきであると考えます。しかし、殘念ながら我が國の社会保障の水準は、まだそこまでは実質的には到達していない面もあるよう考へております。

○小林(進)委員 私はまず生活扶助だけにしづつてお尋ねをしたいのです。今年度は生活保護費を一四%ぐらい値上げをされました。昨年も一四%。例年一%ないし一二%、一四%というふうにお上げになっております。それで今年度は標準四人世帯で月三万八千九百十六円、こういうふうにお出しになつたのでござりますが、この毎年の値上がりが、何か一四%とか一二%とかいう比率でお上げになるが、四人の人が一ヶ月暮らすためには、葉っぱを食うのか魚を食うのか肉を食う

のか知らないが、人間としての最低生活がこれだ

という具体的な標準をお示しになつたことがない。比率だけ毎年上げていって能事終わりとしない。これはやはり人間が人間として生きるためにやつて生きなければなりませんから、そんな比率でごめの最低生活でございますから、そんな比率でごまかすなどというふまじめな態度では私はいけないと思う。三万八千九百十六円で四人の家族がどうやつて生きなければいいのか、その具体的な標準をやはりちゃんとお示しならなければ、厚生大臣の権威にも関ります。どうぞお聞かせを願いたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○倉成委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○加藤政府委員 確かに生活保護の基準といたしましては、昭和四十六年度一級地で四人世帯で三万八千九百十六円でございますが、これは從来生

活保護の基準を定めます場合には、終戦直後は先生御承知のようにマーケットバスケット方式といふのをとつておりましたし、それから数年前まではマーケットバスケット方式から食料費の一 Engel係数方式というものを採用しておつたわけ

でございますが、三年ばかり前から、むしろ一般の家庭の消費水準に対し格差をできるだけ縮めていくという方式で、格差縮小方式という方式で生活扶助基準の改定ということをやってまいりました。それが、これは昨年四十五年度が四十四年度にた根拠は、これは昨年四十五年度が四十四年度にかけてございました。

それで生活扶助基準を一四%アップいたしました。それが大体四十四年度を見ましても一二。伸び率、それが大体四十四年度を見ましても一二。一%であった、そういうような点を勘案いたしまして、一応一四%ということで大蔵省と話し合ひがつた。これはもちろん十分な生活とは申上げかねるわけございますが、一応親子四人で何とかやつていける金額じゃないかということを定めたわけでござります。

○小林(進)委員 格差縮小方式だということその方式は私も一応認めるとして、ほかの予算と同じように、大蔵省あたりと折衝してそして上げたり下げたりする、そういう相場の上げ下げみたいな形で

人間が生きていく最低生活をきめていくという、そのきめ方がどうしても私は気にいらない。その

ことが一つです。一つだが、まあ時間もありませぬからそういう理論はやめて——しかし生活保護法の八条ですか、そこには生きるための最低生

活、いわゆる生活保護基準というのは厚生大臣がきめることになつてゐるのですから、大蔵大臣の関与を受けるようなことになつていません。それ

をいつも予算折衝のときに上げたり下げたりしてきめている。これはほかのことと違つて、人間が生きるか死ぬかのぎりぎりの線なんです。そういう線を予算折衝でかつてに上げたり下げたりしてきめている、そのきめ方が私はお気に召さないといつて、いるのです。いいですか、ほかのことと違つて生きるか、動物として生きるかの境目なん

として生きるか、生きるか死ぬかのぎりぎりの線なんです。そう違うのです。最低の生活のぎりぎりの線なんです。人間が人間として生きるか、動物として生きるかの境目なん

であります。最低の生活のぎりぎりの線なんです。そういう無礼なことはいかぬと言つてゐるのです。理論構成は別として、まあ格差縮小方式というあなたのペースに乗りますが、それでは勤労者の

平均収入を来年度、四十六年度は幾らと予定せら

れているか、それからまた勤労者の平均の月の生

活費といふものは一体幾らと見ておられるか――

時間もないから、できなければ資料で、後日またやることにいたしましたもけつこうでございま

す。

○加藤政府委員 この一四%の伸びをきめました

場合の数字につきましては、先ほど申し上げましたように、家計の消費支出の伸び率といふの

やつておるわけでござります。ただ昭和四十二年

度以降の平均伸び率が、人口五万以上の都市勤労者世帯で大体一一%から一二%前後、四十四年度は一二・一%でございますが、それでその伸び率

よりも若干上回る伸び率といふことで、大体一般の勤労者の世帯に対しまして生活扶助基準の絶対額は六〇%をちょっと欠けておる、五五、六%といふところではないかと思っております。

○小林(進)委員 あなたが五〇%とか六〇%と言われたところで、最低生活の三万八千九百十六円

という四人家族の標準ということが、これは一級地で出ている限りは、その六〇%とか五〇%とかのいわゆるその家庭生活の水準だつて、その家庭といふものは一体どの家庭なんです。それはやはり一般的の労働者の平均家庭というものをとらなくちやいけないことは明らかです。だからその一般の労働者の平均した月収は幾らか、あるいはその人たちは、一般的労働者の月の生活費は幾らかかっておるか、それはやはり金額を示してもらわなければ、その二つの数字を比較してみて一体六〇%などがあるいは五〇%などのかという見当がつんで、パーセンテージだけ示されても、確実な数字を見せない限りは、この論争はかみ合いませんよ。これはひとつ後日数字を出していただきて、その上でまた論争を繰り返して申し上げることにいたしましよう。きょうは一部問題点だけを指摘いたしておきましよう。

そこで今度は大臣にお伺いをいたしますけれど

も、一体わが日本の保障する生活水準——これは年金の問題です、いまは短期に対し長期といいますが、わが日本の社会保障で保障する生活水準というのをどこに基準をお置きになるのですか。社会保障でやつておる生活水準、共済年金との、国民年金との、厚生年金との、いろいろな年金をおつくりになるけれども、あの年金というのは老後の生活を保障する金額でしよう。だとすれば、どこかに水準がなければならない。その水準をどこに置いて各種の年金をおきめになつておるのか、それを聞いておる。どこに水準を置いておきめになつておるのか。

○内閣労務大臣 わが国は国民皆年金というたまえをとつてまいってきたわけでございまして、私はその年金の水準が今日完成した段階にあるとも思いません。しかし、国際的には個々の年金の水準といふものは必ずしも劣つていないと、いうことも現状でございます。しかりしこうして、その水準はとどのつまりは、それらの年金を受けられる方々が職務についておつた、稼働しておつた時代の賃金の何割ぐらいを目標にすべきかというと

ころで私は設けられるようになりますが、国際的に見ますと、それはかなりのでこぼこはござりますが、三割が四割程度の水準にあるように考えられますので、一応割合にいたしますとその辺の割合、金額にいたしますと今日の段階では二万円から二万五千円ぐらいのところと、こういうことがあります。しかしながら、私が調べてみますに相なります。しかしながら、私が調べてみますると、先発諸国の賃金水準がまだ日本より高いところも多いわけでござりますので、それに三割なり四割なりという比率をかけました年金額というのも、若干は外国のほうはまだ多いところも見出されます。それからその上さらに大切なことは、妻、配偶者の年金権をどうするかというのが、老後の夫婦の家庭をさえていく上におきましても大きな意味があるわけでございますが、その点に対しましてさらに突き詰めてまいらなければならない問題を残しているように私は考えております。

○小林(進)委員 大臣のわかったようなわからぬような御答弁をいただきましたが、その前に社会局長にひとつ御注文をつけておきます。

先ほど申し上げました勤労者の平均収入は幾らか、その収入の中の労働者の平均の月の生活費は一体幾らか、その中に対するいまの生活扶助は一体何十%を占めておるか、大体私の計算では、生活扶助費は一般労働者の生活費の四〇%ぐらいだと私は見ておるが、あなたは六〇%程度とおつしやつたが、二〇%の開きがありますので、それはひとつあとで作業をさせてお知らせいただきたい。

それからエンゲル係数、これは、この生活扶助費三万八千九百十六円の中でエンゲル係数は一体何%まで上がつておるか、これもあわせてひとつ資料でお聞かせいただきたい。

さて厚生大臣の答弁でござりますけれども、わが日本の社会保障がイギリスと根本的に違つておるところをひとつ私は申し上げたいのです。これは、人間が老齢でも何でも生きるという最低の生活を保障していくのです。ともかく共済年金でいえ

ば、定年になつてやめたら、いままでもらつていれる給料の六割だとかあるいは四割だとか、そういうことですから、よけいもらつて生活をしている者には、最低の賃金をもらつて生活している者には、厚生年金なり共済年金なりをもらつて生活をしている。金なり共済年金なりをもらつて生活をしている者は、最低の賃金のまた四割とか、あるいは厚生年金のように六十歳になつたら二万円くれますというようなら、そういう形で老後の生活というものが保障されているから、何にも生きる生活の基準はない。またそのうちの何割ということになりますから、とても生きるまでの生活保障費というのをもらえないという、実際に生活の保障がばらばらです。ばらばらでございましょう。これは、私の言つてることは大臣おわかりになりますね。あなたのような高給をもらつていてる人がやめたら、高給の三割だから十五万円も二十万円も年金がもらえますけれども、いまの厚生年金の二万円ぐらいいしかもらえない、そういう生活保障しかないということになります。

そして、御承知のとおり、イギリスは最低生活主義というものをとつておる。生活扶助と同じで

うるもの、生活扶助費でやつておるが、いま言う年金形態も、何もよけいもらつた人はよけい保障費をもらう、少ない人は少ない保障費しかもらえないというようなでこぼこではなくて、やはり生活扶助費と同じような、同一のものを国民全般に与えるという保障制度をとつておる。私はこれのほんうが進歩的であり妥当であろうと思うのです。人間が生きるためにそういう形の生活保障費、社会保障といふものにそろそろ日本は切りかえていきます。いま言うように、これは局長のほうから資料が出ましたので申し上げるけれども、しかし、生活扶助は私はひとつここで注文をつけておきます。いま言うように、これは局長のほうから資料が出ましたので申し上げるけれども、最も生活を営むための一般的労働者の平均の四〇%が五〇%しかいかないうな、そういう人間らしくからぬ生活をやらしている社会保障費、生活扶助費は、まだ残酷むさんだと私は思つています。

○小林(進)委員 ひとつ問題を提起する程度にして、これはとめましよう。

しかし、生活扶助は私はひとつここで注文をつけておきます。いま言うように、これは局長のほうから資料が出ましたので申し上げるけれども、

しかしながら、生活扶助費に基づいて生活扶助費は、まだ残酷むさんだと私は思つています。

これはもつと引き上げてもらわなくちゃいけない。

第二番目を申し上げますが、生活扶助は先ほど一級とおっしゃったが、地域格差は一級、二級、三級、四級まであるのでしょうか。こういうようなものは終戦直後ならともかく、今はや今日この時代、都市と農村のそれほど地域格差があるわけじゃないのですから、生活扶助の四級まで区分した格差は私はやめるべきだと思う。これも問題提起をしておきますから、厚生省で意見があれば出してもらいたい。

第二番目。失対事業を労働省は廃止する。「これを廢止して新しい窓口をさしあう」としている。そんなことをやらせませんけれども、こういう法律があるからには、新しく出てくる老齢の失対者を生活保護の中でもちゃんと受け入れる、そういう形ができるいなければならぬ。厚生省の今年度の生活保護の中では、労働省の失対関係で新しく出てくる生活保護者を一体どれだけ受け入れする数字が含まれているか。この三つです。三番目くらいお答えができるでしよう。どれだけ含んでいますか。

○内田国務大臣 私も担当ではございませんが、今度労働省の法律の結果、現在の失業対策事業、ことに老齢者に対する失業対策事業が打ち切られるのではなくしに、老齢のために他に求める職業が得られないような人々で失対事業をやつておる方は、依然そのまま今までの状態のものに置かれました。しかしそれはそれといたしまして、厚生省のほうの生活扶助の受け入れ道をつくつておる、こういう仕組みではないように私は了解したわけです。しかしそれはそれといたしまして、人の命も長くなりましす、老齢者が働かなければならぬ場合がございますので、厚生省はそういう老齢者を救う道を労働省とは違った立場において見つけたりあるいは授産とか職業紹介もやりますし、生きがいを感じていただくよな、そういう立場に立つていろいろ検討したり、また一部は実施しております。

○小林(進)委員 これまた、議論の問題点です。

これは労働省のほうは新しく失対に入る人の窓口をふさぐのです。現在ある失対の十九万はそのままにしておくけれども、新しい道はふさぐ。四十歳から六十五歳までの新しい職業戦線に出た者はどうするのだ。全部民間会社や開発事業のほうに世話をするのだと、言っておるけれども、どんな民間企業や開発事業へ全部おさまるものじやない。何%かはそんな開発事業や民間の企業へ行けない者が必ず出てくる。人間の世界ですから、機械を右から左へ持っていくようなわけにいきません。それをどこで拾うのだと、厚生省と話がついているというのが労働省の言い分です。しかしあなたの話を聞いたら、話は何も出てないといふことはわかりましたから、それはけつこうです。

これはちょっと漫談めくかもしれません、私は常日ごろ騒間に思つてゐるのだからこの機会にあなたにお聞きするのだけれども、日本の経済成長と国民生活について私は疑問なんだ。大臣とはか

み合わぬかもしれないが、日本のG.N.P.が世界で二番目だと三番目だと、ことに個々の所得で世界で十六番目だから、昭和二十五、六年から国民生活の所得水準は戦前に復したとか、いろいろ政府のほうでPRをされるのですけれども、われわれはわれわれだけで調べてまいりますと、明治百年の間に日本のインフレはちょうど一万倍になつてゐるそうです。だから明治初年の一円がちょうどいまの一円だ。いまの一円札は、ちょうど明治初年のころの一円だと、いうのですよ。だから実態をきわめていけば、経済の成長なりになつてゐるそうです。だから明治初年の一円がそういうものはちつとも中身はふえてないのだ。ただインフレでふわふわつといかにも無限に富み栄えて、われわれの所得がふえたように欺罔されてゐるだけの話であつて、中身はちつともふえていない。こういう意見があるので、そういう論争は別として、これはやっぱり社会保障につながつ

ていく問題ですからあなたにお聞きするのだけれども、明治初年は、大臣、お生まれになつていなかつた。だがあなたは、官僚生活——大学を卒業

されお役所にお入りになつた。そのときのあなたもられた給料と、その給料であなたはどういう生活をしたか知りませんけれども、奥さまや子供をかかえられていたその生活の実態と、現在あ

なつたというこのことばの中に実に多くのうそが隠されていると思つてゐるのです。私が厚生大臣に言いたいのはそれなんですか。衣食住といふことの基本は衣食住が足つて礼節を知るという、いまあなたは衣食住の衣の問題をおっしゃられた。あなたたちは車などに乗れる車な

リーマンであったというときを比較対照して、実感をひとつお聞かせをいただきたい。そんなに日本での経済成長が楽しいものであるかどうかということも含めてですよ。

○内田国務大臣 私が四十年前に学校を卒業いたしましたが、初めて、就職戦線に立ちまして給料をもらつたころの生活と今日と比べてみますと、現実に苦しくなつたようだと思ふ面もありますし、昔のほうがよかつたと思う面もありますし、しかし中身においては昔はえらい苦しい生活をしたが、いまは楽になつたと思う面と両方でございります。それは、あのほうから申し上げますと、なかなか車にも乗れませんでした。また家中を整理いたしますにも、電気掃除機も電気冷蔵庫も電気何がしもないというようなことで、三種の神器みたいなものはございませんで、自分の洗いものを自分で、自分で自分のふんどしを洗つたようになつてゐる。だから実態をきわめていけば、経済の成長なりになつてゐるそうです。だから明治初年の一円が

さつき私がお伺いしたけれども、奥さんを働かさず、頭のどこかにあるのじやないか。住というものはいまの生活では解決されない。昔は、それでも定年には近づいて、まずどうだ。家のないサラリーマン生活をして、住は一体どうしようという大臣は家なんかいいだらうけれども、局長なんて役人としては人生の最高をいつておる。この人たちは定年には近づいて、まずどうだ。家のないサラリーマン生活をして、住は一体どうしようというのが頭のどこかにあるのじやないか。住というものはいまの生活では解決されない。昔は、それでもサラリーマンやつたら、退職金で中級の家くらいできたのです。同時に、いまあなたは、なるほど裏返しの服を着たと言つて服ばかり自慢していざなつたのですけれども、そのころのあなたの生活は、さつき私がお伺いしたけれども、奥さんを働かさず、昔は一体アルバイトをやつたか。あなたが過去の生活はいまとこようとおっしゃるけれども、局長さんあたりの奥さんは別だらうけれども、ほとんどのサラリーマンはみな共かせぎですぞ、昔はもらつてきた給料で奥さんを養い、子供を養い、しかも退職金で家をつくつてゆうゆう自

生活というものができた。いまその住を与えられている者が一体いますか。しかも大半は共かせぎですぞ。そういうことを一つつ押してみれば、決して豊かなものではないですよ。しかも毎日毎日追われるような生活の実持ちの中で、まるでうしろに火をつけられたような形のあわただしい生活をしているというのが今日の現状なんです。

私は、これもあなたと論争をしようというのではないのです。厚生大臣であるならば、やはりそういうあなたの周囲にいる人たちの生活、その衣食住の住の問題等も考えて、それを厚生行政の中で——あなたの役所だってみんな共かせざしておるのであります。子供もいるでしよう、その子供をどうするか、保育園をどうするか、幼稚園はどうなつておるか、あるいは共かせぎの家庭の中の生理休暇はどうなつておるくらいまで、ささやかなところに気を使うのが厚生大臣ではないか。ほかの大臣と一緒にになって、わが日本経済の成長は世界の二番目になつた。おれは裏返しの服を着たんだ。いま裏返しの服を着ている者はないなんと甘つちよいものの見方をしているから、厚生大臣としてほんとうの生きた行政ができるのであるということを、いま私はあなたに忠言を發しているわけなんです。あなたも言いたいでしようが、あなたに言わせると時間がなくなるから、そこで質問をひとつやるのですが、一体貯金をすれば——いまサラリーマンは家がほしいから貯金をするのですけれども、しかし貯金をすればそれがみなインフレで元も子もなく価値を下げられておる。これを財政学者は二重の税金だと言つております。税金の二重取りと言つておるのです。日本の資本といふものは実際に冷酷で、まずサラリーマンから勤労所得税といふ名前でさいふの中から遠慮金もなく取つて、その中で家を建てよう、子供を教育しようというその金も、今度はインフレという手段で全部値打ちを下げる榨取していく。そういう二重、三重でいま勤労大衆は苦しめられておるといふのが実態なんです。これをどこで補うか。それは現体制を直して、こんな内閣ぶつぶ

して社会党でも天下を取ればそれで問題は解決なんだけれども、そこまでいかぬから、そのためにはやはりそういう生活の実持ちを社会保障の面で補つていくという、こういうことが私は大切だと思うのです。

私は漫談をやつておるのじやないのです。そこで日本の経済成長率、これは二十六年度でもいいが、遠いから三十年度からの成長率をひとつ資料としてちょうどいいしたい。その中で、賃金の上昇率、これはあるはずですからいただきたい。その賃金の上昇に伴う社会保障費というものがどういふように伸びているか、この三者をひとつ比較対照したものを、いま資料がここにあるのだったらそれをちょうどいいだしたい。なければあとでひとつ文書でちょうどだいたいした。その作業の中で、皆さん方がおやりになつておる社会保障というものがどんなにインチキかということをおわかりになりますから、その作業をして資料をちょうどだいたいしたい。いかがございましょう。それでも何かお話をあればひとつ簡単にお願いします。

○内田国務大臣 よろしくうございます。そういうものをひとつづくらしてみたいと思います。それでも○小林進)委員 それから、まことに失礼ですが、厚生大臣の地位といふものは、一体どれほどのウエートを——この経済成長の中で公害だのインフレだの、国民は空氣も吸えない、水も飲めないというくらい追い詰められている。これはみんなウエートを——この経済成長の中で公害だのインフレだの、国民は空氣も吸えない、水も飲めないというくらい追い詰められている。これはみんな経済成長から生まれた全国民の悲哀です。それを人間らしい生活を与えるセクションはいろいろあるだろうけれども、厚生行政をもつてほかにないですから、それくらいの確信と自信と力を持つてもらわなくちゃならないと私は思つてゐる。それから、あなたがおっしゃった、いみじくもあなたに失敬なことを申し上げるかもしれないが、これも何でそれとも、いまの内閣の中に厚生大臣の地位といふものは、一体どれほどのウエートをお持ちになつておるか。これもまことにどうも大臣に失礼かもしれませんけれども、あなたと私の仲ですから、率直にお聞かせを願いたいのであります。開僚が十人おいでになつて、その中における厚生大臣のウエートといふものは開僚の中で一度も大目に失礼かもしれませんけれども、あなたといふ。開僚が十人おいでになつて、その中における厚生大臣のウエートといふものは開僚の中で一度も大目に失礼かもしれませんけれども、あなたといふ。

○内田国務大臣 私は、これまで決して漫談を申しあげる意味ではございませんが、よそに行きますとこういう演説をいたします。

日本は昔は軍事大国を、富國強兵を目標としておつた。しかるに戦後人々は敗戦の結果食えなくなりました。私もそのとおりだと思う。日本経済はなつたので、経済成長を目標として経済大国になつた。しかし第三の時代は福祉大国を目標とするものである。私はその福祉大国をつくり上げる目標をねらう座につくものであるから、微力であるけれども、そのような努力を続けたい。しかりしこうして、昔は軍事大国の目標を達成する陸海軍大臣がやめればその内閣はつぶれてしまつた。いまや軍事大国から経済大国を経て福祉大国だから、その目標達成をつかさどる厚生大臣がやめるようでは、そんな内閣はつぶれる、そのくらいに皆さまが厚生大臣を思つてください。こういう演説をするわけで、私がえらいというわけではなし、厚生大臣に対する評価を高くしていただき、御支援御協力をいただきたい。こういう演説をいたします。それで御理解をいただきたいと思うのです。

○小林進)委員 大臣、私も賛成です。ほんとうにぼくもそのとおりだと思ってる。ほんとうに厚生大臣がやめたら時の内閣がつぶれるくらいのウエートを——この経済成長の中で公害だのインフレだの、国民は空氣も吸えない、水も飲めないというくらい追い詰められている。これはみんなウエートを——この経済成長の中で公害だのインフレだの、国民は空氣も吸えない、水も飲めないというくらい追い詰められている。これはみんな経済成長から生まれた全国民の悲哀です。それを人間らしい生活を与えるセクションはいろいろあるだろうけれども、厚生行政をもつてほかにないですから、それくらいの確信と自信と力を持つてもらわなくちゃならないと私は思つてゐる。それから、あなたがおっしゃった、いみじくもあなたに失敬なことを申し上げるかもしれないが、これも何でそれとも、いまの内閣の中に厚生大臣の地位といふものは、一体どれほどのウエートをお持ちになつておるか。これもまことにどうも大臣に失礼かもしれませんけれども、あなたといふ。開僚が十人おいでになつて、その中における厚生大臣のウエートといふものは開僚の中で一度も大目に失礼かもしれませんけれども、あなたといふ。

これは昔話をして悪いけれども、きょうは橋本の文教問題に重点政策があつた。それで、文部厚生大臣をやつたことがある。ちょっと足の不自由な人でありましたが、あの厚生大臣のころに日本は質問しないつもりでしたけれども、わが日本は確かに富國強兵だったでしよう。軍事大国がわが日本は、あなたのおっしゃるように軍事大国だった。世界三大強国の一つだったかもしれないと、いまのわが日本は経済大国とあなたはおつしゃつた。私もそのとおりだと思う。日本経済はからといって文部大臣に横すべりをさせた。そう

したら、厚生行政のために生涯をささげると言つた橋本君も、文部大臣のほうが居こちがいいと思つて、さつさと文部大臣のほうへ行つた。私どもは、そのとき社労に立てこもつて血の涙を流して残念がつたものです。それほど日本の内閣の中では、文部大臣に比較して厚生大臣の地位というものはまだそんなに低いのか、それくらいしか考えてないのかと、私どもはそこでさじを投げた。自来今日に至つておりますよ。まだしかし、厚生行政の中に、これもひとつ言いたい、あれも言いたい、これもやつてもらいたいという案が出るけれども、しかし言つたところで、大臣が閑僚の中でウエートがないし、言つたってしようがないじやないか、じやもうやめておこうか、こういう気持ちに間々おちいる場合が実はあるのです。本来厚生行政というものは方向は一つなんですかね、与党といえども野党といえども、軍事問題や外交問題と違つて右と左に分かれようなものではないのです。みんな同じ方向に行くのだから、私ども一生懸命になつて、ひとつ言いたいことは大臣に申し上げたいし、一緒にやりたい気持ちはあるけれども、閣内における大臣のウエートはどうなんだ、総理はどう考えているんだということを考へると、言つたつてしまふがないからやめておこうかということになる。そこがいかにも残念なんです。そこで私は、いまそういうことをお尋ねしたわけです。

ところが、先ほどいみじくも、おれの首はないような話をされたけれども、これは予言じやないから当たるも八卦当たらぬも八卦、六月、七月ともなればあなたの八卦が当たるかもしれない。しかし厚生行政は長い。内田厚生大臣の生命短いといえども、厚生行政は長いのでござりますから、大臣になられたその信念でありますから、福祉国家建設のために、厚生大臣を中心であるといふの信念で、どうかひとつ閑僚の中でいま少し厚生大臣のウエートというものを高めるように御奮励をしていただきたいと私は思うのです。これは心からのお願いであります。どうか軍事国家に行か

ないよう、福祉国家が導かれてくれれば——経済の成長とともにわが日本の福祉行政はだんだん細まってきたましたよ。細まってきたましたけれども、これが細まれば細まるほど、経済大国から軍事大国に行くくというのは歴史の必然なんです。これを押えるのは、福祉大国の厚生行政のポストを握っている大臣のウエートというものは歴史の上では実に重大なんですから、そこをひとつ考えておいて御奮励をいただきたいと思うのです。

それから次は、事のついでですから、大臣とそなに並んでいる官僚、いわゆる高級官僚との関係です。これはあなたは一体どういうふうにお考えになつておられるか。官僚諸君が大臣に心服、敬服いたしまして、あなたと一緒になつて厚生行政を推進しようというような腹の善良な者ばかりかどうか、これをひとつ……。

○内田国務大臣 御本人の政府委員の方々がたくさんおられる前でたいへん言いくらいわけであります、これは、あなたはざつくばらんの方でござりますし、私もせっかく厚生大臣に就任をいたしましたので申し上げますと、これは歴代の大臣の中でも一番やかましい大臣が出て困ったものだ、こう厚生省の局長諸君は思つておられるのでありますし、私もせっかく厚生大臣に就任をいたしましたので申し上げますと、私はほんとうに誠心誠意、私の厚生大臣の在職は短くとも、厚生行政のあり方、考え方、姿勢というものはこういうものだということで進めたいくらいの気持ちでやつておるものでありますから、おことばにそのままお答えすると、こんな煙たい大臣は一日も早くもっとやさしい大臣にかわつてもらいたい。私や、また社会党内閣がかりにできましても、小林進厚生大臣のような者になつてもらつては困る、こうついでに思いながら、実は私につかえてくださつておるのではないかと思います。

○小林(進)委員 私も率直に申し上げますけれども、私どもも長く歴代厚生大臣の来し方行く末をながめできましたけれども、歴代厚生大臣の中で一番官僚から排撃された人が二人いますよ。名前を言つてはやめた大臣の身分にも聞しますから、

まあここでは言えませんけれども、言ってもいよいよですね、——さんだとか、それからほかに外部に対しても非常に調子がよかつたんだけれども——さん、これは官僚からすべて排撃を食つて——それはいいです。そんなことは問題ないといふけれども、私は関係するから言うのです。そういう空気ができ上がつてくると、外部のわれわれがいろいろな問題を持つていったところで、情熱がないから厚生行政とともに論ずる気持ちがなくなるつくるのです。それが有形無形に国全般の厚生行政に非常に影響してくるのです。まして国会の中におけるわれわれ行政にタッチをしている者は、実に迷惑しこくなんです。そういうものはばらばらと言えばみんな響いてくるのです。だから今日も、厚生省官僚の中に安座しておられる内大臣に対して、この諸君が何を考えているか、私はここで何を言いたいかといふことです。何を言いたいかといふこと、これははじめな話ですが、わが日本の社会保障制度を未成熟のままにしておく原因が二つあると学者は言つておる。わが日本の社会保障制度を未成熟にしている原因是、一つはやはり自衛隊。憲法第九条に基づいて、戦争のためには兵隊をもつ持たない、軍備は持たないと、いっておきながら、こうやって軍事力を増強していく、その軍事力というものが——社会保障費が削減をされるということじやなしに、わが日本は完全雇用の状態に行きますよ、すぐにはだめでしようけれども、一番働き盛りの満二十歳から二十五歳、三十歳、そういう若者をこの憲法に違反してまでも三十万四十五万も自衛隊というところにしがみつけて、いわば日本の経済成長や社会保障のためにいかに生産に何にも協力しないでむだなところで遊ばせたくないのです。この人手不足、人員不足の中であなたのいわゆる再軍備、自衛隊というものが現在日本のおじいさんまで連れていく

負けないで次官にならなければならないということで頭が一ぱいだ。その一ぱいの結果が、大体役人をしてやる仕事というのは——これは私が言うのじやないのです。学者が言うのです。やる仕事というものは、大体二年か三年の期間内に完成するそういう仕事にしか興味を示さない。役人の習性として、高級官僚の習性として、二年か三年、そこででき上がる、まずひとつその仕事に功績をあげて次の段階に飛ぼうということで、まして五年、十年、二十年という長期の展望に立ってこの社会保障行政を完成しようという考え方はない。二年か三年の自分の在任中に功績をあげて、そして次のステップに行きたい、こういう考えしかない。これが日本の社会保障を進歩せしめない一つの理由なんです。

第二番目は役人の縦割り制度。たとえば各省の中に社会保障なんというのは全部まとがっているのでありますけれども、全部寸断されて、縦割りだけにつながっている。総合的、計画的にいわゆる高い視野の上に立って社会保障を進めていくという形が生まれてこない。これはわれわれが何ぼじたばたしても日本の社会保障といふものが進歩していくべき第二の理由だ。こういう現在の高級官僚制度が社会保障を小間切れにしている。次元の高いそういう社会保障、私がそういえば、大臣わかるでしょう。

時間もありませんから一つだけ言えば、一体どうでしよう。いま問題になつてゐる例の政府管掌健康保険だつてそのとおりでしよう。六七年に臨時措置法を出して、六九年にまたそれをもみにもみ抜いて、本法を入れて初診料二百円、入院料六十円だといふ。一九六七年から六九年にやつて、二年もたたないうちにまたこんな法案を出して同じことをやらなければならぬ。長期展望に立つたらどうですか。健康保険法一つ見たつて、こんな同じことを繰り返してたつてだめだ。役人にまかしているから。その役人は二年か三年自分の任期のときにだけ、ひとつ初診料も取ればよろしい、再診料も取ればよろしい。そして功なり名遂げてさつ

と次官の席にすわり込めばよろしい。保険庁長官になればよろしい。またあとから来た者が同じことを繰り返している。ほんとうに五年なり十年年、二十年という長期の展望に立つてこの社会保障行政を完成しようという考え方ではない。役人の習性にしか興味を示さない。役人の習性として、高級官僚の習性として、二年か三年、そこででき上がる、まずひとつその仕事に功績をあげて次の段階に飛ぼうということで、まして五年、十年、二十年という长期の展望に立つてこの社会保障行政を完成しようという考え方はない。二年か三年の自分の在任中に功績をあげて、そして次のステップに行きたい、こういう考え方しかない。これが日本の社会保障を進歩せしめない一つの理由なんです。

○内田国務大臣 高級官僚の諸君のあり方についていろいろ御感想を述べられましたが、それはまたいずれ席を改めてひとつお話し合いをいたしまりたいと思います。同感のところもございますし、同感でないところもたくさんございます。

政府管掌健康保険のあり方につきましては、これは官僚の諸君がいま小林さんが言われましたような立場からつくり上げた法案を今度国会に出しましたが、これは抜本改正ということを構想しながら避けて通ることができないことを、この際どんな御批判を受けてもどうでもやらなければならないという、これは私をも含めましたそういうまじめなたでさえから立案をして今度国会に出したものでございます。もし何にも出さないといいたしますならば、それはそれでほのかなりで済ませたかもしません。それから皆さんからきつい御批判を受けないで済んだかもしれませんけれども、私どもが良心的に考えてまいります場合には、今度の抜本改正着手のための法律案を出さざるを得なかつた、かような次第で、これにつきましては、まだだんだんお話しを申し上げたいと思いますので、御理解もいただけるものと私は確信をいたしております。

○小林(進)委員 この問題は、与野党ともに、文部行政の一環としてその中で質問されるということがありますから、私は深追いはやめますけれども、そのことに対しましては、事態の推移と究明を待ちまして、また私どもは断を下してまいりたい。こういうふうに考えておるわけですが、御答弁を願いたい。

○内田国務大臣 医師を養成する医科大学の入学試験にかかる問題でござりますので、私はこれをと考えますので、このことに対しましては、事態の推移と究明を待ちまして、また私どもは断を下してまいりたい。こういうふうに考えておるわけですが、御答弁を願いたい。

そこで、各論に入りますけれども、医療保険の問題がいまたまたまと出ましたから言おうけれども、これはあらためて見参するというのだから、こつちもこつちも迷惑です。そんな行政はなすべきではない。それは理屈ではありません。問題になりません。も三年もたたぬうちに同じことを繰り返す必要はないでしよう。どうです。私の主觀は大臣間違います。同感のところもございますし、同感でないところもたくさんございます。

問題がいまたまたまと出ましたから言おうけれども、あなたの方の医療保険の行政をここ数年来見ておると、被保険者や国民全く不在の保険行政で、頭にあるものは赤字だけだ。赤字をどうしよう、どうしようということだけで保険行政をお進めになっているが、私どもは全く残念でたまらない。経済の成長が世界の二番目になつたその反面、大半の国民はちつともしあわせにならない。ふしあわせになつていて。呼吸もできないような大気汚染の中で生活している。水質汚濁の中で水も飲めないよう苦しい生活を押しつけられて、そういう新しい病気も生まれている。そういう状況の中なんだから、せめて経済の成長があなたたちの健康にこれだけのおみやげと還元をやりますといふくらいにしておいて、本人一〇〇%の給付、あるいは家族七〇%か八〇%かの給付をするという、経済成長を自慢されるならば、それがかくのごとく還元したという医療行政くらいはあらわれてこなければならないのに、逆へ逆へと進んでいる。経済成長の陰にさらに国民を苦しめるような逆医療保障の方向だけ進んでおいでになる。まして私たちが十年来叫んでいた無医地区、僻地医療なんというものは一つも解決していない。そんな無責任な社会保障、医療保険なんというものがありますか。

そこで、もう議論なうら議論でよろしく申しますが、きのうの新聞にも出ているように、阪大の——阪大ばかりじやない大阪市立医科大学もしかりであります。この不正の試験の問題について、厚生大臣は責任をお考えになつていて、厚生大臣の看守部長の責任だととか、そんな責任を言つてゐるのじやありません。文部大臣の責任じやない、厚生大臣として、一体この問題

いうことが半公然的に行なわれる中にも、それを相当している厚生行政あるいは文部省が、それを毎年毎年知らぬ顔をしてながめているという、そういう不当きわまる行政のあり方が、私は追い詰められてこの大阪の刑務所の答案どろぼう問題にまで波及してきた。厚生大臣に眼あるならまずわが身の至らざるを深く反省してもらわなければならない。あのどろぼうが悪いのだ、あの刑務所が悪いのだというものの言い方をしたんじや、問題の解決になりません。それをひとつ大いに反省をしていただきて、この医療不足の時代に情熱を傾けてもらわないと問題の解決にはなりません。いかがでございましょう。そういう責任をお感じになりましたか。

それをどう処置されたか。第一は新聞で騒がれたサリドマイドの事件をどう処置されたか、どう処置する考え方であるか。第二番目が、森永乳業の砒素混入事件、これも十数年たつていまなお問題が未解決である。これを一体どう処置されたか、処置する考え方であるか。第三番目は、カドミウムの事件、これも厚生省が介入していられるが、なかなか解決をしていない。これをどうする考え方であるか。第四番目はイタイイタイ病であります。このイタイイタイ病も厚生省が介入していられるが、これも一体どう処置されるか。第五番目には阿賀野川の水銀事件、昭電事件でございます。これは園田厚生大臣のときには、その当時若干勇ましい厚生省の見解など発表されましたが、自來寂として声なし、その中で患者は死闘、苦闘いたしておりますが、この問題に対してもはや厚生省の責任はのがれられないと思うが、厚生省自体はどう一体処置されるつもりであるか。これはみんな一つ一ついますぐ回答ができるないとおっしゃるならば、ひとつあらためて書面でみんな回答を出していただきたい。私はこの一つ一つの問題も、厚生省がき然たる態度でしっかりとくれば、こんなにじんぜん日を過ぎてかよわい人たちを泣かせないでよかつたのではないかということをいまでも私は考えております。ようやく消費者や被害者の声が政治の面にも反映せられるような時代になつたのでありますから、この際厚生省も、思いを変えて、こういうすべての問題を、いわゆる被害者の立場に立つて、一気かせいに勇気をもつて解決するという、そういう信念でやつてももらいたいという気持ちで御質問をいたしておるのでありますから、これはひとつあとでもけつこうでござりますから、回答を願いたい。

るために、厚生省が緊急に百万円の研究費を出して、そうして大資本の公害企業と厚生省が癒着をしているという姿勢を具体的に示すその一つのあらわれとして、喜田村正次神戸大学教授に動物実験中間報告書の作成を依頼させた。こういう記事でございます。またかといって、全く国民は厚生行政のあり方に根本から信頼を失わしめるようなことをおやりになつてゐる所以あります。これに対する対しては、これは全く誤解であるという談話が、長谷川厚生省公害課長補佐の名前で出でている。実際にこれは誤解であるか、眞美であるか、厚生大臣から正しく御回答いただきたいと思います。

○内田国務大臣 その件は、ちょうどどいい機会でございまして、私もあの新聞を見て驚いたり、また、もしそれがそうであるならば、私は厚生大臣として在職しておるもの恥ずかしいような気持ちはもいたしましたので、直ちに担当者を呼びつけまして事実を確かめました。その新聞もよく読みましたところが富山のほうの現地における問題の訴訟の原告の方々が言われておる、そういう報道でございまして、国民一般の認識ではないことがわかるわけでございます。それにいたしましても、先ほど五つの課題の中におげられましたように、微量元素重金属でありますカドミイがいかに人体なり動物なりあるいは生物なりに作用するか、あるいはまた、どういう分析測定の方法をとることが正しいか、それらの分析測定が、やる人々、やる方法によつて、含有量などがみな違つた結果が出るようなことでは信頼できませんために、厚生省は幾つかの研究班を委託をいたしまして、それぞれの向きの検討を前から続けておるわけであります。その検討は、厚生省が個々の学者をねらい撃ちにして委託をしておるわけではありませんで、これは日本公衆衛生学会の事務局をもやっております。日本公衆衛生協会という公の団体がございますが、そこに一括いたしまして、そしていろいろの研究の分野を打ち合わせまして、それぞれ主任の先生方をつくつていただいて研究をいたしておりますわけでございます。その中に、たまたま新聞に出まし

たカドミウムの動物の腸管からの吸収の過程における研究の課題がございまして、それがどういうわけか知りませんけれども、訴訟の原告の立場を不利にして、被告の立場を有利にするための研究であるというようなふうに誤解をせられたようございましたが、全く訴訟とは関係なしに、カドミウムに関する必要なる研究の一半としてやつてござりますので、それが当該訴訟におきまして被告によつて援用をされるというような事態には、全く物理的にもならないような事態であることを私は調べあげたものでございまして、私もそれについては愁眉を開いたようなわけでございます。そこには課長補佐の談話も載つておるようであります。文章の中身には曾根田公害部長その人の説明も引用されておるようでございますので、見出しを見て私も驚きましたが、中をだんだんと読んでまいりますと、いま私が御説明をいたしておりますとおりの次第でございます。

ちょうどここに簡単なそれに対する注釈メモをつくらせて私は持つておりますので、小林さんの御質問のために用意したものではございませんが、御参考までにこの場で差しあげておきたいと存じます。

○小林(進)委員 いま大臣がおっしゃるよう、この喜田村正次神戸大学の教授の研究委託の問題を出したのは患者です。原告の側です。国民ではありません。もちろん大衆はそんなことは知りませんから、原告側が出るのはあたりまえですが、ただ原告側がなぜ出したかといえば、この喜田村さんのやつっている腸管吸収率ですか、これはいわゆる被告側、訴えられているイタイイタイ病の側では最後の切り札としてこれを証人に立てるつもりだった。ところが裁判所のほうでは、もうそんなのはむだだからといって却下をした証人です。この喜田村正次さんというのは、被告側の証人か却下をされた人なんです。その却下をされるの

三

を皆さん方が見きわめて、間髪を入れずと言つて、いろいろに——これは被告側では最後の切り札にして裁判所に証人の申請をしたにもかかわらず、裁判長はそれはむだだといつて却下をされた。そうすると直ちに厚生省が百万円をやつて、早くその証拠をつくってくれという措置をした。だから、李下に冠を正さずというけれども、時期的にもいかにも疑わしい行動が一つ。それからいま一つは、その厚生省のやられた百万円ではたして研究したかどうか知りませんが、今月の六日に同裁判所に喜田村という人が研究の中間報告書を出しておる。この二つが、あなた方厚生省の行動に疑いを持たしめている理由なんなります。

○内田国務大臣 もう少し補充させていただきま
すと、カドミウムばかりではございませんで、水銀とかその他微量重金属が人体に与える悪影響等に関する研究をいろいろの方面でやつていただけでおるわけありますが、これは訴訟には全く關係ない研究でございましても、一方において訴訟の当事者は、そういう学者の研究の過程あるいは結果を、それぞれ被告は被告の立場、原告は原告の立場において援用するというような場合はあります。これは、ことばは悪うございますが、被告の三井金属さんの側では何かの役に立てばというような気持ちで、もともとそれは関係のない研究でありますと、そういう喜田村先生がなんかを証人として出廷してもらうよう手続をしたのかもしれませんけれども、それは私どものほうで閑知はいたしませんが、しかし、その裁判というものは、聰明なる小林さんはもうお気づきのように、因果関係、事実の認定関係は、裁判所ではもう終わつてしまつておるわけですがござりますので、そういう報告書を裁判所が取り上げるような過程はない段階に訴訟はきておるはずでございますと、私は説明も受けておるまして、かりに証拠資料として提出を求められたのでございます。それに、の中間報告といふいたしましても、裁判所に出し得るような客観

的な状態にはなつっていないということを、「これは間違いがありましたら担当者から補充させますが、そういうことになつておるそうでござりますので、その記事も決して厚生省に対する中傷、悪意から出たものではないと思ひますけれども、原告の方々がその訴訟の進行についていろいろ御心配があるとしたらば自分たちの不利になつて、また訴訟の事実認定、因果関係の認定等が長引くのではないかという御心配をされたことも、これも私は、厚生省に対する惡意でなくとももつともあると思います。しかし、そういう事態には全くならないようござりますので、したがつて厚生省に対するそういう懸念も消していただけるものと私は考えております。

的になりましたのは実は本年に入つてからのことでござります。それから全般的な点で申しますと、たとえばイタイイタイ病の病因と申しますかそれにつきましては、すでに厚生省といたしましてもカドミウムがその主体をなしているということについては、厚生省の見解としても出しているところでござりますし、また今度の裁判で、いろいろと厚生省からお願いいたしました研究の成果が、原告側のほうにも使われているという事実もございますので、私どもはあくまでも公正な学問上の立場として研究が行なわれることを期待しておりますし、また、おそらくは研究班の先生方も、いずれもそういう立場でやられているものというふうに確信しております。

○小林(進)委員 まああなたの説明で了承すればいいんでしようけれども、こちらの側から言わせれば、少なくとも被告の側は、カドミウムがイタイイタイ病の原因なら、人体における腸管吸収率など五項目を医学的に説明をしなさい、こういう最後の証人を裁判所に申請していたその被告側の証人が喜田村正次氏であった。ところが、昨年の十二月に、裁判長のほうで、もはや事は明らかだからいいじやないかと言つて被告側の証人の申請を却下された。却下されると、昨年の十二月に厚生省がその鑑定の項目、いわゆる医学的説明をお願いしたいといって喜田村教授に百万円の金——その経過はあなたのおっしゃるとおりかもしれません。それは学会を通じておやりになつたかもしれないけれども、第三者から見ると、その却下の直後の昨年の十二月に百万円をおやりになつた。そのおやりになつた百万円の結果に基づく研究はどうかはわからぬが、今月の六日の日に同裁判所に喜田村さんのはうからいわゆる腸管吸収に関する中間報告書というものが提出されている。そして、それに基づいていま一回裁判をやってくれ、こう言つている。これが患者のほうでは、まるで厚生省が一本になつてわれわれの裁判の長期引き延ばしのためにこれほどまで一体おやりになつて

いるのか。これは原告の側からすれば疑わざるを得ないと私は思つてゐるんです。思つてゐるんですから、そこ辺はいま少しひとつ——ここで時間がありませんので言い合つてしまふがいいが、あなた方厚生省の立場もわかりましたけれども、それをあえて疑ひもする。また、原告の側も、しかし皆さん方がよく察知をしていま少し——場所をかえてこれは話し合いをいたしましょう。時間もありませんし、もういいです。

それでは私も、時間も迫られておりますけれども、用意をいたしました質問はまだ三分の一ばかりしか進んでおりません。まことに殘念であります。そこであとは注文といいましょうか、特に第一番目は、健康保険の問題は場所を改めてと、いうことになりますが、この問題に関連をいたしまして、医師会が中央審議会でありますか、私も新聞を見ませんが、厚生省がお出しになつた資料がどうもけしからぬということで、何か厚生関係一般にわたる委員を全部引き揚げるとかどうとか、つぜひ御提出をいただきたい。それはみんな世間あるいはまた一齊の診療拒否をやるとか、非常に硬化をした態度を続けておられるようであります。が、その中央審議会にお出しになつた資料をひとは話になりませんから、これは資料をひとつお出しをいただきたい。

それから第二番目。身体障害者の福祉行政についてもお尋ねいたしたいのであります。これも時間がありませんから、リハビリテーションに対するP.T.、OTの中の期間延長の問題がいま出ておりますが、これに対して一体厚生省はどう処置をおやりになつておるのか。それからこの身体障害者の雇用の機会の増大ということがしばしば論ぜられているが、具体的にどういう雇用機会の増大をおやりになつたか、これは数字があれば数字をひとつお示しをいただきたい。

それから盲人の新職業等も何か厚生省はだいぶお考えになつているようですが、その盲

人の新職業等について具体的にどういう処置をお講じになっているのか。これはいまお答えできません。今年度の予算等を拝見いたしましたが、とてもこれでは問題の解決にはなっていません。施設に入りたいが入れないという待機児童がどのくらいいるかというようなこと、それから精神薄弱者の保護施設の計画、これは今年度だけではありません、あるいは長期等を通じての計画があればこれをひとつお示しをいただきたい。

それから職親委託制度、これがどういうふうに生かされているのか。それからコロニー施設。これは国立の高崎山だけは大蔵大臣の足元だから一生懸命力を入れているようだけれども、どうも地方のコロニー施設の運営があまりうまくいっていない。地方の寄付金や地方政府のささやかな金にまかして、どうも國のめんどう見が足りないようあります。四十六年度の予算は概略私は見ております。こういうものも少し留意が足りないよう思いますので、どういうふうになつてあるか、御答弁をいただいてもし、いただけないならば、これは書類でお出しをいただきたいと思います。

次に、薬務行政について、いろいろございますが、ひとつお尋ねをいたしたいのです。薬務行政だけでも、一日も二日もやりたいような問題がたくさん介在いたしておりますが、一番の中心としては、資本の自由化と申しますか、OEC Dに基づく自由化の問題、貿易自由化、資本の自由化の問題に基づく中で、一体薬務行政などのように持つていかれるお考えであるか。現在私の見たところでも、外国の製薬企業がだいぶ日本へ進出したとして日本の中の企業と合併をしているものやら、一〇〇%出資して子会社を設立いたしまして薬品を販売しているもの等、今はや八十から百くらいあるのではないか。数が間違っていたらあとで御訂正願いたいが、そういう情勢の中で、わ

が日本の中で薬屋がどれくらいありますかな
三千あるでしよう。薬屋が二、三千あって、大メー
カーから裏長屋ですりばちで薬を製造するという
ようなものまで乱雑きわまる薬の製造が行なわれ
ておるわけでありますけれども、これに対しても
私どもの国会でしばしば言うが、厚生省のほう
ではどうもこれという目に見えるような薬行政を
おやりにならない。

そこで私は、薬品の自由化対策としての薬務行
政について承りたい。それで、私の希望を申し上
げますと、まずそれに対応するためには、何しろ
外国の資本は非常に強いです。強いために、これ
が自由化に基づいて、まあアメリカ資本を中心で
ありますと、入ってきたために、イタリアなど
は、七〇%も外国資本にイタリアの薬屋、製造メー
カは食われてしまつた。欧米諸国においてもこの
強力な外國資本の進出のために七〇%から八〇%
くらいは全部自国の薬行政が迫いまくられてしまつ
た、こういう状態でござります。その中で、わが
日本の薬メーカーといふものは、いま申し上げま
したように二千から三千もある中で、みずから
力で新薬品を開発する能力といいますか力がある
ものはわずか十五、六社しかないでしよう。十五、
六社じゃないですか。新薬をみずから開発し、国際
市場の中でいいも悪いも太刀打ちできるくらいの
力を持っているものは十五、六社しかないはずで
す。あのものは、だれかが開発したものに何か
ちょっと手を加えてイミテーション製造だ。さつ
とつくつてそれを市場へ送り出して、そして現実
につくつた新開発会社のものを横取りするという
か、戦国時代みたいなものだが、それを売りさば
いて、あるいはダンピングをやつたり、あるいは
添付をやつたり、あるいは割引をやつたりといふ
そういう乱脈なことが続けられているということ
です。これでは強力な外國資本に太刀打ちするこ
ともできなければ、また国内においても、十五や
二十の開発に精労をする国内における強力な薬
メーカーも、とてもこれではやりきれないと私は
思う。そういうことを考慮いたしまして、ひとつ

第一番には、人間の生命と健康に關するのだから、そういう裏長屋ですりばち一つで薬をつくるような弱小のものは自然淘汰できる、つぶしてしまえば言わぬけれども、私は自然淘汰を促進するような行政もやむを得ないだろうと思う。事は薬ですかから、人の生命に關する問題ですから、それをひとつやるべきである。

第二番目は、いま申し上げますように、みずから薬を開発して外国資本と太刀打ちしながらやつていく、そういうれっきとしたメーカーは国が保護すべきである。保護というのは、別に統制に基づく保護ではないけれども、いまあれでございましょう、新薬を開発したものの新薬の特許期間といいますか、模倣できない期間は二年間でしょう。（内田国務大臣「延ばします」と呼ぶ）延ばしましたか。いまのところ延ばしてないでしよう。二年間だけだ。二年間のうちにみんな模倣されてしまつて、元も子もなくなつてしまつということになりますから、延ばすとおっしゃるなら大臣、それはけつこうですから、少なくとも五年や十年ぐらいは特許権というものを与えておいて、そんなイミテーションがぱっぱっと出て競争するような乱暴なことはさせない。それが一つ。

同時に、やはり新薬の開発というものは非常に金がかかるものですから、税金面においてもある程度見てやるべきだ。これは去年ですか、いまの加藤社会局長の時代ですか、新薬開発のための補助金も若干出すと言つていたが、これは出しませんけれども、そういう形でありますと何の形であろうと、新薬の開発はそれくらい援助して、この輸入産業——いま薬の製造は日本は世界で第二番目でしよう。まごまごしたら一番目になるかもしれませんけれども、そういう形でありますと何の形であらぬというのですけれども、しかし産業として見た場合には、私の資料は古いかもしませんけれども、去年かおととしあたりは大体六百億円ぐらいい薬を輸入しておりますよ。輸出したものは二百五、六十億円で、差し引きするとこれは非常に輸

いかぬ。薬なんというものは、この世界一の頭脳明晰な、科学力のある日本の国民ですから、新薬のいいものを開発して、少なくとも薬の輸出国になつてドルをかせぐぐらいの確然たる薬品行政、薬務行政というものが確立されていいんじやないかと私は思う。ですから、そういう方向へ持つていくべきであると思うが、そういうことに対しても厚生省はどういう行政を一体進めておいでになるか。時間もありませんから、ひとつ大ざっぱでよろしくうござりますから、以上の点をお聞きをしておきたいと思います。

正についての検討も進める必要があるわけあります。また、数の多い少ないにかかわらず、現在あります薬についての薬効の問題が、はたして積極的な薬効が十分であるのか、副作用関係は十分検討されているのかというような面で、薬の再点検をすべきであるというような観点からの議論もござりますので、そういうような問題を含めまして、総合的な施策をぜひ立てるべきだ、かようなことで、私も大きな宿題を薬務局長に与えておるわけでございます。しかし薬につきましては、これまでなかなか複雑多岐、また接触する方面もなかなか広いようでございまして、薬務局長も、大臣の言うことを聞いたのがいいのか、あるいはまた、いろいろな方面からのお説を聞いたほうがないのか、まことに迷っておられるようでありますので、私は、大臣の言うことを聞け、その大臣はまた世間の言うことを聞きまして指示する、こういうことでいきたい。大さっぱり申しますとそういうことで私は考えております。

○小林進(委員) たしか経済の自由化の問題について、薬の自由化も第一次、第二次、第三次とおやりになって、ことしの秋ころには第四次の自由化をやって、いま五〇%ですが、一〇〇%まで自由化の窓口をあけなければならないのではないかと思つて、そうなれば、さあと外国の大きな企業資本がなだれを打つて来ますよ。イタリアなんかそれで吹つ飛ばされた。そういう状態の中にあるのですから、これは緊急を要する問題です。この薬務行政といふものは相当緊急を要する。だから私どもは、誇大広告だととか、悪いとか、きかないと、薬の有効期間の問題は、物特や公特の中でもどんどんやつていきますから、私は大局の問題をやつておるのでありますて、あわせて、やはりりりっぱな薬をつくり上げさせて、そして外資本に対抗しながら民族産業を育て上げるといふらうな考え方で行政を進めるべきだ。問題は足元に迫つてきておる。これはひとつ大臣にお願いして、問題だけ提起して、また後日各論をやる問題でございますから、どうぞそのつもりで。健保な

ど審議に入れません、詰めていく間は。

それからいま一つは、時間がありませんから、皆さん方に御迷惑かけては申しわけありませんから、きょうは年金問題くらいにとどめて、問題を

後日に残したいと思いますが、これは、わが日本の社会保障が未成熟だといわれる中にはいろいろあります。やはり根本は医療よりは実は年金なん

です。年金保障の点において、実にわが国の社会保険はおくれている。そのおくれているものも理由の中で、一つは、年金の加入者に対するい

わゆる受給者、年金を受けている人の比率が、わが日本はいかにも貧弱だということ。これは私は資料でひとつちうだいたい。アメリカなんかの例で言えば、これはちょっと資料が古いかもしれませんが、加入者が六千二百万人もいる。

その中で、ちゃんと期限がきて年金を受領している人、年金をもらっている人が千七、八百万人い

る。大体二五%から三〇%ばかり年金をもらつて年金生活をしている人がいる。だから社会保障といふものはありがたいという気持ちになる。イギリスだって三〇%近くのものがちゃんと年金を受領しておる。これに対して、日本は一体どれだけだ。毎月掛け金だけはじんじんとられるけれども、もらつている人はどこへ行つたつて見当たらないじゃないか、ほとんどない。昔の恩給は別として、ほとんどない。これが、日本の社会保障といふものに対する国民の期待をさっぱり現

されています。これが年金のもう一つの大きな理由であると私は思ひます。

そこで、資料としてちょうどいいしたのは、現

在、年金の加入者が一体何千万人いて、その中で受給者は一体何十万人で、そのバーセンテージは

一体幾らか。二%までいっているかどうか、私は一%内外じゃないかと思っているくらいであります

が、その資料をひとつ私はちようだいをいたしました。これが一つです。

それから、先ほど大臣はおっしゃったが、私はそのときに反論いたしませんでしたが、私は

そのときには、その資料もひとつ私はちようだいをいたしました。それと同時に、先ほど大臣はおっしゃったが、私は

五〇%から六〇%程度のものが年金として支給されているはずです。これは違つてたら違つていいでよろしい、その欧米の資料もひとつちようだ

ります。わが日本は、やっと第六十二回国会、四十四年の十二月、初めて二万円年金などと

いうものを言い出してきた。その二万円も、内容

を見れば、年金といえば普通二十年なのに、これ

は二十四年何ヵ月もつとめて、しかもも何か戦中と

か戦後の不利な一万円に足らざるところのものは

みな切つて、一円から以下の平均賃金をとると

かいうこまかい細工をしながら、それで三万八千円ですかくらいの標準月収で、二十四年何ヵ月もつとめた者でなければ——それでもまだ二万円の年金はもらえない。それに加うるに細君まで

が何か付加給付をもらわなければならぬ。それを

合わせてようやく二万円の年金、このインフレの激しい中で、六十五歳まで生き抜いて、働き抜いて、やつと夫婦あわせて二万円の年金という、そ

ういう実に聞くも涙の物語みたいな年金をおつくれたのか、いわゆる勤務年数、そういう加算とか給付とか、そういうこまかいことはここでお伺いしてもなにでありますから、ひとつ資料でちようだいしたいと思う。

同時に、これは厚生年金であります、あわせ

国民年金のほうも、夫婦二万円などということをおつしやつたが、それも一体どういうことに今度お手直しになつたのか、ひとつ資料でちようだいしたいと思う。

いろいろ申し上げたいことがありますけれども、私も用事がありますし、問題点は幾つか残しまして、きょうは資料の注文を申し上げたと

いうことで、一応きようの質問を終わらせていた

最後に一つ申し上げますが、先ほどの私の発言

中で、——厚相、——厚相等の氏名につきましては、この固有名詞は取り消すことにいたしたいと

思いますので、さようお取り計らいを願いたいと

思います。○伊東委員長代理 いまの小林委員からの発言は、かかるべく取り計らいます。

次回は来たる三月十六日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十八分散会

昭和四十六年三月二十五日印刷

昭和四十六年三月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

N